

経 済 労 働 委 員 会 記 録  
< 第 4 号 >

平成30年第3回沖縄県議会（2月定例会）

平成30年3月19日（月曜日）

沖 縄 県 議 会

経 済 労 働 委 員 会 記 録 < 第 4 号 >

開会の日時

年月日 平成30年 3月19日 月曜日  
 開 会 午後 1 時21分  
 散 会 午後 3 時49分

場 所

第 1 委員会室

議 題

- 1 乙第36号議案 沖縄県中山間地域ふるさと農村活性化基金条例の一部を改正する条例
- 2 乙第37号議案 沖縄県森林整備担い手対策基金条例の一部を改正する条例
- 3 乙第38号議案 沖縄県火薬類製造業許可、高圧ガス製造許可申請等手数料条例の一部を改正する条例
- 4 乙第39号議案 沖縄 I T津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 5 乙第40号議案 沖縄情報通信センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 6 乙第41号議案 沖縄県の契約に関する条例
- 7 乙第64号議案 指定管理者の指定について
- 8 乙第65号議案 指定管理者の指定について
- 9 スポーツについて（Jリーグ規格スタジアム整備基本計画について）
- 10 請願平成28年第4号、請願平成29年第2号、陳情平成28年第54号、同第62号、同第77号、同第82号、同第86号、同第89号の2、同第94号、同第120号、同第121号、同第147号、同第148号、同第152号、同第159号、同第165号、陳情平成29年第3号の2、同第16号、同第22号、同第46号の2、同第62号、同第91号、同第92号、同第93号の2、同第94号の2、同第101号、同第105号、

同第107号、同第110号、同第115号、同第126号、同第129号、同第130号、同第134号、同第140号、同第144号、同第146号、陳情第8号から第11号まで、第14号、第18号、第20号、第21号及び第33号

11 閉会中継続審査・調査について

---

出席委員

委員長	瑞慶覧	功	君
副委員長	瀬長	美佐雄	君
委員	西銘	啓史郎	君
委員	山川	典二	君
委員	島袋	大	君
委員	大城	一馬	君
委員	新里	米吉	君
委員	親川	敬	君
委員	嘉陽	宗儀	君
委員	金城	勉	君
委員	大城	憲幸	君

委員外議員 なし

---

欠席委員

なし

---

説明のため出席した者の職・氏名

農林水産部長	島尻勝広	君
農林水産総務課長	美里毅	君
森林管理課長	崎洋一	君
商工労働部長	屋比久盛敏	君
産業雇用統括監	伊集直哉	君

企業立地推進課長	平田正志君
情報産業振興課長	盛田光尚君
ものづくり振興課長	神谷順治君
労働政策課長	宮平道子さん
文化観光スポーツ部長	嘉手苺孝夫君
観光政策課長	前原正人君
観光振興課長	糸数勝君
スポーツ振興課長	瑞慶覧康博君
観光整備課長	平敷達也君

○瑞慶覧功委員長 ただいまから、経済労働委員会を開会いたします。

乙第36号議案から乙第41号議案まで、乙第64号議案及び乙第65号議案の8件、請願平成28年第4号外1件、陳情平成28年第54号外43件、本委員会所管事務調査事項（スポーツについて）及び閉会中継続審査・調査についてを一括して議題といたします。

本日は、説明員として、農林水産部長、商工労働部長及び文化観光スポーツ部長の出席を求めています。

まず初めに、乙第38号議案沖縄県火薬類製造業許可、高圧ガス製造許可申請等手数料条例の一部を改正する条例の審査を行います。

ただいまの議案について、商工労働部長の説明を求めます。

屋比久盛敏商工労働部長。

○屋比久盛敏商工労働部長 それでは、商工労働部所管の議案につきまして、御説明いたします。

まず始めに、本日使用する資料としましては、議会配付資料であります平成30年第3回沖縄県議会（定例会）議案（その3）とお手元に配付しております資料1乙号議案説明資料であります。

それでは、乙第38号議案沖縄県火薬類製造業許可、高圧ガス製造許可申請等手数料条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

議案書（その3）の166ページ及び乙号議案説明資料の1ページをお開きください。

本議案は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されたことに伴い、容器検査又は再検査手数料及び充填設備の変更許可申請手数料の額

を改める必要があることから、所要の改正を行うものであります。

この条例は、平成30年4月1日から施行する予定であります。

乙第38号議案の説明は以上になります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○瑞慶覧功委員長 商工労働部長の説明は終わりました。

これより、乙第38号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○瑞慶覧功委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第38号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第39号議案沖縄 I T 津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の審査を行います。

ただいまの議案について、商工労働部長の説明を求めます。

屋比久盛敏商工労働部長。

○屋比久盛敏商工労働部長 それでは、乙第39号議案沖縄 I T 津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

議案書（その3）の167ページ及び乙号議案説明資料の2ページをお開きください。

本議案は、沖縄 I T 津梁パーク施設内に新たな企業集積施設を整備することに伴い、その使用料の徴収根拠を定める必要があることから、所要の改正を行うものであります。

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する予定であります。

乙第39号議案の説明は以上になります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○瑞慶覧功委員長 商工労働部長の説明は終わりました。

これより、乙第39号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

西銘啓史郎委員。

○西銘啓史郎委員 IT津梁パークの全面積と契約済みのところが何ヘクタールか教えてください。

○盛田光尚情報産業振興課長 IT津梁パーク全体の面積は、道路部分を除き約18ヘクタールでございます。そのうち、約5割となります約9.4ヘクタールが整備済みの面積となっております。

○西銘啓史郎委員 今回、4号棟に入る面積はどれぐらいですか。

○盛田光尚情報産業振興課長 敷地面積は約1ヘクタールとなっております。

○西銘啓史郎委員 使用料が月額600万円弱と聞いておりますが、この額は相場として適正な額だと理解してよろしいですか。

○盛田光尚情報産業振興課長 企業集積施設については、大体一緒でございます。

○瑞慶覧功委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○瑞慶覧功委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第39号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第40号議案沖縄情報通信センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の審査を行います。

ただいまの議案について、商工労働部長の説明を求めます。

屋比久盛敏商工労働部長。

○屋比久盛敏商工労働部長 それでは、乙第40号議案沖縄情報通信センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

す。

議案書（その3）の168ページ及び乙号議案説明資料の3ページをお開きください。

本議案は、沖縄情報通信センターに電源設備等を整備したことに伴い情報管理棟の使用料の額を改めるとともに、当該使用料の額の特例を定める必要があることから、所要の改正を行うものであります。

この条例は、平成30年4月1日から施行する予定であります。

乙第40号議案の説明は以上になります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○瑞慶覧功委員長 商工労働部長の説明は終わりました。

これより、乙第40号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

山川典二委員。

○山川典二委員 サーバーの能力について伺いたいのですが、今、サーバーが何機ぐらいあって、何割ぐらいの稼働になっているのか教えてください。

○盛田光尚情報産業振興課長 サーバーは最大で300ラック分の整備が完了しております。当初は100ラックで一部供用開始ということでございましたが、今回、200ラックを追加して300ラックになっております。現在のサーバーの稼働率でございますが、ハウジング部分が大体100ラックのうち79ラック、クラウドサービス部分が全体の13.7%の稼働率となっていると聞いております。

○山川典二委員 今、300ラックあって、トータルで何割ぐらい稼働しているのですか。

○盛田光尚情報産業振興課長 約85ラックなので、300ラックを100%としますと大体3分の1となっております。

○山川典二委員 何社ぐらいがサーバーを使用されていますか。

○盛田光尚情報産業振興課長 ここは民間の営業の中での話なので、何社が使

っているということは手元にはありません。

**○山川典二委員** 県内、あるいは県外、海外からの、ある意味バックアップセンターとしての位置づけだと思うのです。沖縄県は全国的にも相対的に地震が少ないということもあって、バックアップセンターとしてのポテンシャルは非常に高いと認識しているのですが、それに対応するようなものになっているのか、あるいは、営業を含めて指定管理者の皆さんがそういう方針でされているのかどうか、その辺を確認したいと思います。

**○盛田光尚情報産業振興課長** 当該データセンターは平成27年4月から供用開始しております。当時は、東日本大震災を受けてデータを地方に移していくという中で、沖縄の情報通信センターに入居している企業は首都圏から沖縄にデータを移していくということを主として取り組んで、県内の企業のデータはほかのデータセンターもございますので、こういったすみ分けで、県外から、あるいは海外も含めて一生懸命取り組んでいると聞いております。

**○山川典二委員** 今は300ラックですが、あと何ラックぐらいおさめるキャパがあるのですか。

**○盛田光尚情報産業振興課長** あと200ラック以上はあると伺っております。

**○山川典二委員** むしろ、バックアップセンターとしては沖縄県のIT施策の中の非常に重要なポイントだと思っておりますので、ぜひ今、入っている皆さん、あるいは管理されている皆さんともう少し議論をして誘致することが必要だと思っておりますが、その辺はいかがですか。

**○屋比久盛敏商工労働部長** データセンターは最初、沖縄電力の敷地内のファーストライディングテクノロジー株式会社—FRTにありまして、それをもとに宜野座なども出てきました。それをトータルして回す形で、相互にできるようなシステムをつくっています。ただ、ここに関しましては電源設備が足りなくて、大体100ラックが上限になっておりましたので、それが今回、300ラックまで広がるので、その分の料金改定という話になっております。それはこれからデータセンターが営業をかけていくということでございます。

**○山川典二委員** インフラ整備を含めて、IT産業はどんどん成長しているの

で、特にバックアップセンターは沖縄だと言われるぐらいのものをつくっていただきたいと思います。

○瑞慶覧功委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○瑞慶覧功委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第40号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第41号議案沖縄県の契約に関する条例の審査を行います。

ただいまの議案について、商工労働部長の説明を求めます。

屋比久盛敏商工労働部長。

○屋比久盛敏商工労働部長 それでは、乙第41号議案沖縄県の契約に関する条例について、御説明申し上げます。

議案書（その3）の169ページ及び乙号議案説明資料の4ページをお開きください。

本議案は、県契約に関する施策を総合的に推進するため、その基本理念を定め、県及び事業者等の責務を明らかにするとともに、当該施策の基本となる事項を定める必要があることから、条例を制定するものであります。

この条例は、平成30年4月1日から施行する予定であります。

乙第41号議案の説明は以上になります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○瑞慶覧功委員長 商工労働部長の説明は終わりました。

これより、乙第41号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

島袋大委員。

○島袋大委員 沖縄県契約審議会とありますが、中身はどうなっていますか。

○宮平道子労働政策課長 契約審議会は、この条例を施行するに当たって客観的な意見を取り入れ、条例の実効性を高めていくためには第三者機関の設置が

必要であろうということで、外部の有識者等で構成する委員会を開催するものでございます。そうすることによって、手続の透明性や公平性を担保していくことができるということで、この中で県が定めていくこととしております取り組み方針の策定、または変更等について意見を聞いて、その意見等を部局等にフィードバックしていくことで条例の実効性を担保していきたいと考えております。

○島袋大委員 この経済労働委員会でも、地元で優先的に印刷物などを発注してほしいという陳情があるのですが、これもこの中で議論できるのですか。

○宮平道子労働政策課長 これにつきましては、商工労働部として県産品の優先使用などを指針として定めることに取り組んでおりますが、その担当課と連携をしながら取り組んでいくことになると考えております。

○島袋大委員 担当課といいますと商工労働部や文化観光スポーツ部などがあるのですが、その中で皆さん方の意見も反映しながら、審議会で議論をするという理解でいいですか。

○伊集直哉産業雇用統括監 審議会を通した懇談会一審議会を通したというのは、条例を制定した後に、実効性を高めるためにその他の取り組みを制定する機関を想定しております。その中で商工労働部ものづくり振興課が行っております県産品の優先発注方針の変更の内容や、今回、公契約条例で一例外はあるのですが、原則的に全ての契約が対象であるということなどとの整合性をきちんととって進めていくということでございます。

○瑞慶覧功委員長 ほかに質疑はありませんか。  
西銘啓史郎委員。

○西銘啓史郎委員 理念型、規制型ということで、今回、理念型の提案だと理解しておりますが、それでよろしいですか。

○宮平道子労働政策課長 理念型の条例ということで、議案を提出しているところでございます。

○西銘啓史郎委員 理念型、または規制型を採用している都道府県がわかれば

教えてください。

○宮平道子労働政策課長 都道府県におきましては、これまでに5県が公契約条例を制定しておりまして、岩手県、岐阜県、長野県、愛知県、奈良県でございますが、いずれも理念型の条例となっております。市区町村においては、約32の市区町村で公契約条例を制定しておりまして、この中では規制型の条例を制定している市区町村もございます。

○瑞慶覧功委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○瑞慶覧功委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第41号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第64号議案指定管理者の指定についての審査を行います。

ただいまの議案について、商工労働部長の説明を求めます。

屋比久盛敏商工労働部長。

○屋比久盛敏商工労働部長 それでは、乙第64号議案指定管理者の指定について、御説明申し上げます。

議案書(その3)の202ページ及び乙号議案説明資料の5ページをお開きください。

本議案は、うるま地区内賃貸工場及びうるま地区内企業立地サポートセンターの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

うるま地区内賃貸工場及びうるま地区内企業立地サポートセンターの管理は、沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例により、指定管理者に行わせるものとなっておりますが、その候補者として、沖縄国際物流拠点うるま地区管理運営共同企業体を選定しております。

なお、指定期間は平成30年4月1日から平成35年3月31日とする予定であります。

乙第64号議案の説明は以上になります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○瑞慶覧功委員長 商工労働部長の説明は終わりました。

これより、乙第64号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○瑞慶覧功委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第64号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第65号議案指定管理者の指定についての審査を行います。

ただいまの議案について、商工労働部長の説明を求めます。

屋比久盛敏商工労働部長。

○屋比久盛敏商工労働部長 それでは、乙第65号議案指定管理者の指定について、御説明申し上げます。

議案書（その3）の203ページ及び乙号議案説明資料の6ページをお開きください。

本議案は、航空機整備施設の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

航空機整備施設の管理は、沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例により、指定管理者に行わせるものとなっておりますが、その候補者として、ANAスカイビルサービス株式会社を選定しております。

なお、指定期間は平成30年4月1日から平成35年3月31日とする予定であります。

乙第65号議案の説明は以上になります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○瑞慶覧功委員長 商工労働部長の説明は終わりました。

これより、乙第65号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

山川典二委員。

○山川典二委員 ANAスカイビルサービス株式会社はどのような会社ですか。

○平田正志企業立地推進課長 ANAスカイビルサービス株式会社は東京都に所在する会社でございます、資本金8000万円、従業員数1903人、業種としては建物施設の総合設備保守管理、それから、航空機整備にかかわる整備等の保守管理及び補助業務などを行う企業でございます、全日空関係では羽田、成田、伊丹の格納庫の管理等も受託している会社でございます。

○山川典二委員 今回、ANAスカイビルサービス株式会社に指定管理が決まるということですが、改めて経緯をお聞かせください。

○平田正志企業立地推進課長 平成29年12月22日から平成30年1月22日までの62日間の公募を行いまして、応募があったのは1団体でございます。なお、それまでに県のホームページ等に募集を掲載しまして、現地説明会においては複数社の参加がありましたが、最終的な応募は1社になったということでございます。

○山川典二委員 今回、指定管理料はどれぐらいを見込んでいますか。

○平田正志企業立地推進課長 5年間で2億347万1000円を上限として公募を行ったところ、提案された額は5年間で2億96万8000円となっております。

○山川典二委員 雇用形態として、地元から何人ぐらいの従業員を採用する予定ですか。

○平田正志企業立地推進課長 当面は経験を有する職員を配置して業務を行い、徐々に地元へ転換していく予定だと聞いております。また、消防設備の点検や主要監視システムのメンテナンス等については、県内企業に委託して管理をする形になるということでございます。

○山川典二委員 徐々にふやすということですが、例えば、1年以内に何名とか、3年以内に何名とか、そういう具体的な話はしていないのですか。

○平田正志企業立地推進課長 提案の際に具体的に何年計画ということは公募要件になっていなかったもので、それは提案として受けていないところでございます。

○**山川典二委員** それはぜひ話をする必要があると思うのですが、どうですか。航空機整備の技術的な人材という部分もありますから、地元の採用は必要不可欠ではないですか。

○**平田正志企業立地推進課長** 地元の人材を雇用していただくことについては御提案をいただいているところですが、具体的にいつまでに何人ということは求めていないところでございます。

○**山川典二委員** 求める必要があるのではないかとということです。

○**屋比久盛敏商工労働部長** 今は指定管理者ですが、本体はMROジャパン株式会社で、実際に整備をする企業は当初からの計画どおり沖縄県の高専や工業学校から毎年20名ほど採用しておりまして、今度で3年目に入りますが、彼らは伊丹空港で実際に訓練を受けて、ことし戻って来ます。そういう形で、徐々にかえていくと。指定管理者ですから、こちらで行う仕事もいろいろ出てくると思います。その辺は話し合いながら求めていこうと考えております。

○**山川典二委員** ですから、MROジャパン株式会社では地元の皆さんが一生懸命研修しているということが新聞記事にも紹介されていきましたよね。そこも外部委託だけではなく、やはりセットで中の人材も一ANAスカイビルサービス株式会社ではありませんが、そこに採用していくということも積極的に詰めていく必要があると思います。

もう一点は、どこまで管理をするのか。航空機という高価な機材を扱う施設になるわけですから、例えば、機材の部品の盗難や、場合によっては何かぶつかって破損したなど、そういうことにつきましては主体的なMROジャパン株式会社が保険関係に入っているかもしれませんが、今回の指定管理者の保険関係はどのようになっているのですか。施設管理の範囲として、どこまで管理責任があるかということを確認したいと思います。

○**平田正志企業立地推進課長** 公の施設の設置、管理については、通常有すべき安全性を欠いたことが原因で利用者に損害が生じた場合、国家賠償法の規定に基づいて設置者の県が責任を負うものということになっております。指定管理者の行為が原因で利用者に違法に損害が生じた場合は、国家賠償法の規定により県が賠償責任を負うものと解されております。しかし、当該損害が指定管

理者の責によるものである場合には、県は指定管理者に対して求償を有することになっているところでございます。

○**山川典二委員** 原則は、県にほぼ全ての責任があるという理解でいいですか。

○**平田正志企業立地推進課長** そのとおりです。

○**山川典二委員** 例えば、航空機がぶつかってきたとか、そういう不可抗力も含めて、インフラについての賠償責任は県にあるということによろしいですか。

○**平田正志企業立地推進課長** 不可抗力ということではなく、国家賠償法の規定の中では違法に他人に損害を加えたとか、故意、または重大な過失があつて損害が発生した場合ということになっております。不可抗力というのがどういったものかわからないのですが、例えば、飛行機に乗り入れするときにぶつかったということであれば、運用した側の責任等も検討しないといけない部分があるかと思ひます。

○**山川典二委員** 例えば、航空機がぶつかったりしてメンテナンスをしている航空機や施設に破損を与えた場合はどのように解釈すればいいですか。

○**平田正志企業立地推進課長** 先ほどの国家賠償法の規定から申しあげますと、施設を設置した側としての県の責任は、あくまで違法に他人に損害を与えたり、故意、または重大な過失があつた場合ということでございますので、それ以外の場合については、通常、運用者側の責任において、あるいは運用者側の保険で損害を補填していく形になろうかと思ひます。

○**山川典二委員** 最後に1点だけ、大型旅客機1機、小型旅客機3機が収容可能ということですが、それぞれどれぐらいの大きさですか。

○**平田正志企業立地推進課長** 大型旅客機と申しますのは、ボーイング777が対象になると聞いております。小型旅客機がボーイング737が対象になると聞いております。

○**瑞慶覧功委員長** ほかに質疑はありませんか。  
島袋大委員。

○島袋大委員 私も伊丹空港に視察に行きましたが、倉庫よりも大きなものが沖縄県に来るということで、県内出身者も一生懸命頑張っていました。部長がおっしゃったように、後々は段階的に沖縄に戻ってきたいと。これはこれから沖縄で飛躍する新しい産業なのです。指定管理が4月1日から始まるということですが、地元の子供たちが入ってしっかり学び技術を高めて、あれだけの年収をもらえるということはほかの企業にはないと思うのです。そういうことをするのであれば、新たに県立高等学校に関して広報もしていかないと一本土の子供たちを受け入れることもいいかもしれませんが、なるべくは地元でしたほうがいいと思っています。新たな大きい産業を興すのであれば、これから5年間を見据えて、教育委員会と連携するのか、商工労働部がするのか。私は地元の子供たちが一番技術を磨くいいチャンスだと思っているのですが、その辺はどう考えていますか。

○屋比久盛敏商工労働部長 こういう企業が来たら代替していくという話—そういう意味では、人材育成をしていかないといけません。ただ、現在、雇われている方々の話を聞いてみると、我々は高専や琉球大学の工学部だと思っていたのですが、普通科の人もいるのです。ですから、そこで彼らが人材育成をしているというところがございまして、そういう意味では広く周知しなければいけないと。教育庁を通すという話ではなくても、彼らは各学校や専門学校に直接リクルートしていますし、その辺に周知をかけた中で絞っていますので、もし足りなければ我々も協力していこうと思っています。

○島袋大委員 まさしく部長がおっしゃるところで、普通科を卒業した子供たちが入っているのです。技術系ではないのです。ですから、この仕事はいろいろな面でチャンスがあるということです。これを考えれば、普通科出身でも語学があれば、外国の飛行機が入ってもっと給料がアップするわけですね。ですから、5年後を見据える前に県としてのコンセプトを持って、教育委員会と連携するかも含めて、ウチナーびいきではありませんが、沖縄の子供たちができる仕事が十分に役立つことだと思っていますので、頑張ってくださいと思います。

○瑞慶覧功委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○瑞慶覧功委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第65号議案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、補助答弁者入れかえ)

○瑞慶覧功委員長 再開いたします。

次に、商工労働部関係の陳情平成28年第86号外18件の審査を行います。

ただいまの陳情について、商工労働部長の説明を求めます。

屋比久盛敏商工労働部長。

○屋比久盛敏商工労働部長 それでは、商工労働部関係の陳情につきまして、処理方針を御説明いたします。

お手元に配付しております資料2陳情に関する説明資料を1枚めくっていただき、目次をごらんください。

商工労働部関係は、継続陳情が13件、新規陳情が6件となっております。

継続陳情につきましては、前議会における処理方針と同様でありますので、説明を省略させていただきます。

それでは、新規陳情6件について、陳情の要旨は省略し、処理方針を御説明いたします。

26ページをお開きください。

陳情第8号沖縄県公契約条例を規制型とすることを求める陳情、陳情者国家公務員労働組合沖縄県協議会議長東浜邦章。

なお、32ページの陳情第18号沖縄県公契約条例を規制型とすることを求める陳情、陳情者沖縄県医療福祉労働組合連合会執行委員長穴井輝明。

この2件の陳情要旨は同様であり、処理方針等は同じですので、一括して御説明させていただきます。

27ページをお開きください。

平成29年5月に提出された公契約条例に関する有識者等懇談会報告書では、課題の検討状況や委員の意見等を踏まえ、懇談会全体の意思として理念型の条例とすることが提示されています。また、国の見解として、独自の賃金下限額を規定する条例は最低賃金法の趣旨に反することが示されており、県としてはこれらを踏まえ、理念型条例として進めていくこととしています。条例施行後においては、関係機関等と連携を図りながら、法令を遵守させるための具体策

等を盛り込んだ県の取組方針を策定・充実していくことで、条例の実効性を高めていくこととしております。

次に、28ページをお開きください。

陳情第9号県立浦添職業能力開発校における電気工事科の再編計画に関する陳情、陳情者沖縄県電気工事業工業組合理事長金城稔。

なお、29ページの陳情第10号県立浦添職業能力開発校における電気工事科の再編計画に関する陳情、陳情者那覇電気工事業協同組合理事長山川光雄、及び30ページの陳情第11号県立浦添職業能力開発校における電気工事科の再編計画に関する陳情、陳情者浦添宜野湾電気工事業協同組合理事長山城克己。

この3件の陳情要旨は同様であり、処理方針等は同じですので、一括して御説明させていただきます。

それでは、28ページの処理方針を読み上げます。

県立職業能力開発校につきましては、沖縄県立職業能力開発校整備基本計画に基づき、平成29年度から訓練科の再編を進めているところであります。同計画においては、訓練生に対しきめ細かで質の高い職業訓練を実施するため、原則として1クラス20名とすることとしております。同計画については、現在、自動車整備科のあり方等について、見直しも視野に入れて検討することとしており、電気工事科についても、その中で検討してまいりたいと考えております。

次に、31ページをお開きください。

陳情第14号「沖縄県公契約条例」を実効性ある条例とするための陳情、陳情者沖縄県商工団体連合会会長仲本興真。

沖縄県の契約に関する条例案は、労務単価等を基準とする独自の賃金下限額の設定は行わず、最低賃金法等の法令遵守を求めていく、いわゆる理念型の条例としています。条例施行後においては、法令を遵守させるための具体策等を盛り込んだ県の取組方針を策定・充実していくことで、実効性を高めてまいりたいと考えております。

以上が、商工労働部関係の陳情に係る処理方針であります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○瑞慶覧功委員長 商工労働部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

瀬長美佐雄委員。

○瀬長美佐雄委員 公契約条例について、3件も陳情が出されています。その趣旨は、県民の所得向上、公契約に係る皆さんの労務単価が適正に契約に反映されて、賃金にも適用できるようにということだと思います。この公契約条例について、項目に具体的には答えていないのではないかとということも含めて確認します。31ページの陳情第14号「沖縄県公契約条例」を実効性ある条例とするための陳情、陳情者は中小企業の団体ですが、記の中で一人親方の皆さんが公契約に対応するときに、この契約の効力がどのようにあるのかと。適正な労務管理等々の判断や、一人親方に対して賃金等々がどのように考慮されるのかという点では具体的に答えていないと思うので、要求項目に対して個別にどう回答なのか、確認したいと思います。

○宮平道子労働政策課長 労務単価による見積もりに対する陳情につきましては、土木建築部の所管になりますが、労務単価引き上げの前倒しの実施や実勢価格の適切な反映に取り組まれていると聞いております。受注者に対しても、下請契約及び代金支払いの適正化等について遵守するよう指導するとともに、単価改定の都度に建設業界団体等に対して賃金水準の適正化等について積極的な対応をお願いするといった取り組みをしていると確認しております。一人親方についても適用するということにつきましては、全体として規制型ではなく理念型の条例になっておりますので、上限下限額を設定することは考えていないということが大前提でございます。

○伊集直哉産業雇用統括監 まず、1点目に、設計労務単価に基づく賃金額で末端の部分まで見積もりが行われるか、その部分がきちんと担保されているかどうかについて調査を行うべきだという趣旨だと思います。それに対して県はアンケート調査を実施するというので、全ての事業者で行うには事業者には負担がかかりますし、県も大変だということもありまして、まずはアンケート調査から始めさせていただきたいと考えております。2点目に、適正な労務単価の見積もりや契約、支払いをしていない事業者に、県が是正勧告を行い、改善措置を行える仕組みをつくることという点に関しましては、労働関係法令は国の所管事項でございますので、県が是正勧告や改善命令はできませんので、国と連携して違反事例がないか、法令が遵守されているかをしっかりウォッチしていくということを想定しております。3点目に、国土交通省の設計労務単価に

基づく賃金額を一人親方も対象とすることという点なのですが、一人親方は事業主でございますので、今回の公契約条例は労働者ということで一契約の相手方と直で契約されるなら別ですが、下請の場合には対象外になると認識しております。ただし、労働関係法令は一人親方に直接的には適用されませんが、それ以外の品確三法と呼ばれる建設業法や支払遅延防止法といったさまざまな公共工事に係る部分に関してはきちんと適用されるものと考えております。それから、再三委員からも御指摘がございました一人親方の労務単価の問題ですが、規制型で行っているところにも問い合わせておまして、賃金が公契約条例の目的なので、経費は対象としておりませんという明確なお答えをいただいております。ですから、賃金がきちんと積算単価の中の賃金、経費を除く部分の賃金が担保されているかどうか、それを上回る金額を設定していますので、それが遵守されているかどうかという部分を規制型ではチェックをしているという整理になっております。

**○瀬長美佐雄委員** 陳情第8号沖縄県公契約条例を規制型とすることを求める陳情について、陳情要旨の中では、公契約に係る公共工事の設計労務単価は、この間、ずっと引き上げられてきたということです。これは前回の経済労働委員会や本会議でも確認できているのですが、実態としてはそれが労賃に反映されていないのではないかとというのが陳情者の思いであり、その解決を今回の公契約条例に期待しているということですよね。規制型の条例であれば労務単価を指定した形での契約という前提があるのですが、今回はないわけですから、公契約条例の目的とする公共サービスの品質の確保及び地域経済の活性化や雇用機会の創出という部分でどう担保されるのかというのが、運用上、問われてくると思います。その辺で言うと、委員会を設けて、この委員会がそれを期待できるものになるのかというのがよく見えないものですから、どの程度、どの範囲を委員会に委ねるのか、その役割を確認したいと思います。

**○伊集直哉産業雇用統括監** 契約審議会は、県の取り組み方針としてアンケート調査を行ったり、土木建築部においては積算単価を上げるための調査をしたり、物価スライド条項をつくったりしているということで、社会状況の変化に応じて賃金が上がる仕組みをきちんと構築していると。それが、実際に契約を締結して下請業者に行ったときに担保されているのかどうかという御指摘だと理解しております。ただ、規制型の条例のところも全ての事業所で行っているわけではなく、対象は公共工事のみとか、金額は幾ら以上という部分もありますので、実態がなかなか把握できていなくて、効果がつかめないというところ

で苦慮している部分もあるようです。我々としましては、先ほどのアンケート調査も含めて、実態を把握すること。土木建築部も相当程度頑張っ、県産品の発注依頼もそうですし、資材の高騰に合わせて物価スライドをしたり、年2回の調査を4回にふやしたりなど、さまざまな取り組みをして労務単価を上げているというところはございます。ただ、労務単価は積算の基準であって、あくまで賃金を縛るものではないというところが矛盾を感じている部分だと思います。今の法令の中でも、この部分に関して賃金を保障しなさいということは言えないわけですから、公契約条例の規制型だったとしても全てどうなっているのかというチェックは難しいという問題もございます。そこで一番重要なのは、まず賃金の最低金額を設定しない中でどういったことができるのかというところをきちんと検討するということが1点です。それから、経済社会状況もよくなってきているという問題もあるのですが、賃金の下限を設定するという部分に関しては、企業経営を圧迫するといった問題や、先方でもいろいろな問題があります。そういったこともありまして、まずは実態を把握することから始めまして、問題があるならば、それをどう解決していくのかということを審議会にかけて、諮問答申を受けるという形になっております。さらに、知事に意見を言うところまで審議会には権限を持たせることを検討しているところです。これは条例制定後にどういう形で進めていくかというところで検討されることとなりますが、いずれにしましても、効果も含めまして、実際に進めてみているいろいろな課題を洗い出しながらでないとなかなか前に進めるのは難しいと感じているところです。

**○瀬長美佐雄委員** ぜひ実効性あるもの、陳情者の期待に応えられるように運用してほしい。そういう考えだと受けとめていますが一契約審議会は8名の枠ということですが、経営団体や労働団体、識者など、どういう構成になりますか。

**○宮平道子労働政策課長** 条例案では、契約審議会は8人以内ということで予定しております。詳細については、これから検討していくこととなりますが、最初に公契約条例の制定について検討いただいた有識者等懇談会の中で、公労使の代表の方々に御参画いただいておりますので、今回もそれぞれの代表者の方になると考えております。また、他の都道府県の状況等を踏まえながら、今後、検討してまいりたいと考えております。

**○瑞慶覧功委員長** ほかに質疑はありませんか。

山川典二委員。

○山川典二委員 陳情平成29年第93号の2入札及び契約制度改善に関する陳情について、2点ほど伺います。記の1で、県の外郭団体の入札において県外大手印刷会社による受注が多発し、多大な損失をこうむっていることから、県内に自社の設備を有する中小印刷会社等に限るなど制限を設け、県外流出を防止することという陳情が出ておりまして、それに対する処理方針で、県内企業への優先発注等について要請を行っているということですが、これは去年の8月です。その後、私ども自民党会派にも沖縄県印刷工業組合の皆さんが陳情説明を含めていらしてございまして、つい最近の話なのですが、基本的に最低制限価格の見直しについては1年かけて行うという回答があったらしくて、それは良とします。低価格ということもあるのですが、オープンカウンターで業種を限らず、不特定多数で一般競争入札を行うと。県外からも入札に応じる状況なので、指名競争入札にすべきではないかという議論があったと思うのですが、それにどう対応するのか御説明をお願いします。

○神谷順治ものづくり振興課長 オープンカウンターというのは、物品管理課で100万円未満のものについて相見積もりをとって行っているところですが、先ほど委員がおっしゃったとおり、物品管理課では1年をかけてオープンカウンターの廃止も含めて検討していくと聞いております。

○山川典二委員 もう一点は、記の1の県の外郭団体とは一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー—ビューローのことだと思っておりますが、組合の皆さんとの話し合いの中で、ビューローからは、県の規則があって、県外業者の発注は排除することができないという答弁があったそうです。県の方針としては、なるべく県内企業の優先発注ということですが、ビューローは—これはそんなに時間がたっていないところで、組合の方から話があったので確認したいのですが、まだ徹底されていないような印象がありますが、その辺の事実は把握されていますか。

○神谷順治ものづくり振興課長 県は財務規則でやっておりますが、県の外郭団体は基本的には、準じていることになっております。商工労働部としては、県内優先発注等々の方針はこれまで公共事業だけだったのですが、県が行う全発注に広げました。当然、我々は県内発注、県産品の愛用ということで、外郭団体の中で、特に県と強い関連がある32団体につきましても文書を出して、県

内発注及び県産品を使ってくださいという要請をしております。

○**山川典二委員** まだ認識が徹底されていないところがありますので、ぜひ早急に要請、調整をお願いしたいと思いますが、いかがですか。

○**神谷順治ものづくり振興課長** 方針が改正されましたので、我々としては全部局の筆頭課から所管している外郭団体をお願いして、そこから通知を出させるということも含めて、広報、ピーアールに努めていきたいと考えております。

○**山川典二委員** 今、沖縄県印刷工業組合はITの進展、技術革新でなかなか業として成り立ちにくい環境に入ってきているので、なるべく県内の中小企業を含めて、業者を育成することはどうしても外せないところですから、御指導等を含めて、ぜひお願いしたいと思います。

○**瑞慶覧功委員長** ほかに質疑はありませんか。  
金城勉委員。

○**金城勉委員** 職業能力開発校の件が幾つも出されておりますが、前からある自動車整備科、エクステリア科、今回の電気工事科についても、同じ趣旨の陳情が出されております。これについては検討するという処理方針になっておりますが、検討状況はどうですか。

○**宮平道子労働政策課長** 職業能力開発校の再編整備計画については、平成29年度から順次進めているところでございます。今、自動車整備科、エクステリア科、今回の電気工事科について陳情が提出されておまして、整備計画の見直しも視野に検討してまいりますということで、これまで答弁してきたところでございますが、基本整備計画を策定した有識者等からなる委員会を開催しまして、平成30年度の早い段階で結論を得ていきたいと考えているところでございます。

○**金城勉委員** 平成31年度から廃止、もしくは削減等の話がここに書いてあるのですが、その方針は平成30年度に開催する検討委員会の中でしかわからないのですか。

○**宮平道子労働政策課長** 訓練生の募集をかけてまいりますので、その前まで

に、できれば6月ぐらいの早い時期までに方針を決めていきたいと考えております。

○**金城勉委員** 陳情団体の皆さん方は、両訓練校における県内の人材確保、人材育成について非常に大きな評価をしているわけで、今後もそれをきちんと続けてほしいという趣旨の陳情です。検討委員会にかけるということですが、県の基本的な考え方としては、その意を酌んで継続という方向性を持つべきではないかと思うのですが、どうですか。

○**屋比久盛敏商工労働部長** 当初、いろいろな学科をつくったのは5年前になります。どちらかという人手不足ではなく、定員割れしているような状況だったときにつくった計画なので、今、人手不足という状況になって、その人材を確保したいという業界の思いがあるわけです。その中身について我々がどの程度まで対応できるかということ、先ほど言ったような審議会で検討していきたいと思っています。それを受けて、もう一度、新たに提案していきたいと。当然、それは業界と意見をすり合わせながら、その中で妥協点が見出せるのであれば、我々には行政改革などの話も後にはありますので、その中で新たな計画をつくっていきたいと考えております。

○**金城勉委員** 人手不足、人材不足、また、継続してほしいという業界の要望もありますので、そこをしっかりと踏まえて前向きに検討していただきたいと要望して終わります。

○**瑞慶覧功委員長** ほかに質疑はありませんか。  
西銘啓史郎委員。

○**西銘啓史郎委員** 今のに関連して、陳情第9号県立浦添職業能力開発校における電気工事科の再編計画に関する陳情について、電気工事科の過去5年ぐらいの公募人員はわかりますか。

○**宮平道子労働政策課長** 浦添職業能力開発校の電気工事科につきましては、定数が30名となっております。平成25年以降の5年間で見ますと、いずれも募集を上回る応募がございます。平成25年度が1.6倍、平成26年度が1.5倍、平成27年度、平成28年度も1.5倍、平成29年度が1.3倍となっております。

○西銘啓史郎委員 1. 何倍ということは、30名の定員に対して50名近い人が応募していて、需要は倍ぐらいあるわけです。処理方針としては、きめ細かで質の高い職業訓練を実施するために1クラス20名にしたいということですが、30名ではきめ細かなものができていなかったのか、20名であればできるのかということが1つと、もともと応募と採用にギャップがあるのであれば、逆に20名を3クラスつくとか、そのために先生が必要でスクラップ・アンド・ビルドを求められているとか、いろいろあるかもしれませんが、先ほど部長がおっしゃったように平成28年に策定した環境と今は変わっているわけですから、どの業界においても人が足りないという中では、こういう学生の募集を逆にふやすことが沖縄県の経済のためにはプラスだと思うのです。課長からあったように、応募に対して足切りが多いわけですね。ですから、逆の発想でクラスをふやすぐらいの気持ちで、検討委員会の有識者の方々へ県から提案するということがあってもいいのではないかと。エクステリア科、自動車整備科、今回の電気工事科、恐らくどの業界も人手が足りない、猫の手もかりたいぐらいの中で50名近くも応募しているのであれば、逆の発想でふやす。きめ細かい対応ができないのであれば、20名の3クラスでもいいではないですか。そういった発想をぜひ持ってもらいたいのです。恐らく、業界の方々は相当必死です。その温度を県が感じて、平成31年度からは逆にするというぐらいの発想を持ってもらいたいと思います。

○瑞慶覧功委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○瑞慶覧功委員長 質疑なしと認めます。

先ほど、乙第65号議案の山川委員の質疑に対する答弁で、平田企業立地推進課長から答弁を訂正したいとの申し出がありますので発言を許します。

平田正志企業立地推進課長。

○平田正志企業立地推進課長 先ほど、格納庫で事故等があった場合の県の賠償責任について国家賠償法の規定を読み上げたときに、故意または重大な過失と申し上げたのですが、正式には、故意または過失によって違法に他人に損害を加えたときということでしたので、訂正しておわび申し上げます。

○瑞慶覧功委員長 以上で、商工労働部関係の陳情に対する質疑を終結いたし

ます。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

どうぞ御退席ください。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員等入れかえ)

○瑞慶覧功委員長 再開いたします。

次に、乙第36号議案沖縄県中山間地域ふるさと農村活性化基金条例の一部を改正する条例の審査を行います。

ただいまの議案について、農林水産部長の説明を求めます。

島尻勝広農林水産部長。

○島尻勝広農林水産部長 それでは、平成30年第3回沖縄県議会（定例会）の議案書に基づき、説明させていただきます。

議案書164ページをお開きください。

乙第36号議案沖縄県中山間地域ふるさと農村活性化基金条例の一部を改正する条例であります。

それでは議案の概要について、別にお配りしております乙号議案説明資料において、説明いたします。

乙号議案説明資料の1ページをお開きください。

本議案を提出する理由は、沖縄県中山間地域ふるさと農村活性化基金の一部を処分することができることとする等の必要があるためであります。

以上で、議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○瑞慶覧功委員長 農林水産部長の説明は終わりました。

これより、乙第36号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○瑞慶覧功委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第36号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第37号議案沖縄県森林整備担い手対策基金条例の一部を改正する条例の審査を行います。

ただいまの議案について、農林水産部長の説明を求めます。

島尻勝広農林水産部長。

○島尻勝広農林水産部長 続きますして、議案書の165ページをお開きください。

乙第37号議案沖縄県森林整備担い手対策基金条例の一部を改正する条例であります。

議案の概要について、乙号議案説明資料2ページをお開きください。

本議案を提出する理由は、沖縄県森林整備担い手対策基金の全部または一部を処分するために、関係条例の規定を整理する必要があるためであります。

以上で、議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○瑞慶覧功委員長 農林水産部長の説明は終わりました。

これより、乙第37号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありますか。

大城憲幸委員。

○大城憲幸委員 基本的には今の低金利の中で、先ほどの乙第36号議案も一緒だと思うのですが、基金の果実で事業を運営していたが基金を取り崩し事業に充てるということで、去年、200万円ぐらいあったものが今度は81万1000円と。今回も取り崩して、実際にどういう事業を行ってどう影響してくるのかということについてお願いします。

○崎洋一森林管理課長 基金について御説明いたします。林業従事者の育成確保を目的としまして、労働災害の安全充実、技術、技能の向上、福利厚生の実を図っていくものでございます。研修につきましましては、研修等に要する経費、資格または免許の取得、講習会の経費、それから林業災害の補償保険等々ございまして、これまで取り崩してきましたが、運用益の減額に伴いまして一部取り崩して経費に充てようというものでございます。

○大城憲幸委員 基金は幾ら残っているのですか。

○崎洋一森林管理課長 現在、2億800万円ほど残っております。

○大城憲幸委員 この2億円の果実ではなくても、それ自体を取り崩していくわけですが、今後、どうしていく予定なのですか。

○崎洋一森林管理課長 仮に平成30年度の基金残高を300万円ずつ崩していくとすると、69年後にゼロになってしまいますので、基金がなくなる前に地域等の実情を考慮して新たな制度を立ち上げていきたいと思っておりますが、来年から取り崩しをスタートするので、その途中で継続して考えていきたいと考えております。

○大城憲幸委員 研修等ということですが、肝心の森林整備の担い手対策という意味では、ある意味、少し攻めのといいますか、若い皆さんがこういうものに興味を持っているという話を聞いたりするのですが、担い手の部分の実情、あるいは今後の考え方としてはどうですか。逆に厳しいが充実させようという発想なり、議論はないのですか。

○崎洋一森林管理課長 技術の向上につきましては、若手がかなりふえてきていますので、そういった方々をこれからの林業を担う方向に持っていきたく。産業化を安定させるためにもこれを留意していきたくということ、今後とも研修や受講、資格、免許の取得に向けた経費は確保していきたくと思っております。

○瑞慶覧功委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○瑞慶覧功委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第37号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、農林水産部関係の請願平成29年第2号及び陳情平成28年第89号の2外14件の審査を行います。

ただいまの請願及び陳情について、農林水産部長の説明を求めます。

なお、継続の請願及び陳情については、前定例会以降の新しい事実について

のみ説明をお願いいたします。

島尻勝広農林水産部長。

○島尻勝広農林水産部長 ただいまから、陳情案件について処理概要を御説明いたします。

お手元の請願・陳情処理概要の目次をお開きください。

今委員会に付託されております請願・陳情案件は、継続請願1件、新規陳情1件、継続陳情14件でございます。

それでは、請願1件、陳情15件について、御説明いたします。

1ページをお開きください。

継続請願案件の請願平成29年第2号につきましては、修正はありません。

3ページをお開きください。

継続陳情案件の陳情平成28年第89号の2から12ページの陳情平成29年第3号の2までの4件につきましては、修正はありません。

13ページをお開きください。

継続陳情案件の陳情平成29年第46号の2は、アンダーラインを引いている部分が時点修正等を行った箇所であります。その部分について御説明いたします。

16ページをお開きください。

16行目に、「安定的かつ」という表現を追記しております。

17ページをお開きください。

継続陳情案件の陳情平成29年第62号につきましては、修正はありません。

18ページをお開きください。

継続陳情案件の陳情平成29年第91号は、アンダーラインを引いている部分が時点修正等を行った箇所であります。その部分について御説明いたします。

20ページをお開きください。

先ほどの陳情平成29年第46号の2と同様に、22行目に、「安定的かつ」という表現を追記しております。

21ページをお開きください。

20行目を、「このため、平成29年度については、対前年度比13%増の約15億円を措置したほか、平成30年度予算についても、対前年度比13%増となる約17億円を計上したところであります。」に修正しております。

23ページをお開きください。

継続陳情案件の陳情平成29年第92号から40ページの陳情平成29年第140号までの7件につきましては、修正はありません。

43ページをお開きください。

陳情番号第21号、陳情区分新規、平成29年度久米島町の振興施策に関する陳情、陳情者久米島町長大田治雄外2人。

要旨につきましては、省略いたします。

それでは、処理方針について御説明いたします。

海洋深層水研究所では、水産、農業分野で海洋深層水を用いた研究開発を実施しております。また、研究に供する予定がない海洋深層水を民間企業へ譲渡することにより、農水産物、化粧品、飲料等多くの商品が創出されております。

国は、離島地域における地域活性化施策の検討に必要なデータを得ることを目的として、離島地域における海洋深層水を活用した地域活性化可能性調査を実施しております。その調査報告書（平成29年9月内閣府沖縄総合事務局経済産業部）によると、深層水需要はピーク時に日量10万8千トンが見込まれることから、新たに県の海洋深層水研究所とは別の場所に日量10万トンの取水施設を設置する構想となっております。

県が新たに取水施設を設置することについては、事業の必要性・目的、事業主体、財源問題、運営方法など基本的な課題の整理が必要であります。また、沖縄21世紀ビジョン基本計画等に基づき、県としての総合的な対応・判断が求められることから、関係部局で慎重に検討する必要があると考えております。

今後、新たな研究ニーズが生じた場合は、研究体制のあり方について検討していきたいと考えております。

以上が、農林水産部の請願・陳情の処理方針概要の説明でございます。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

**○瑞慶覧功委員長** 農林水産部長の説明は終わりました。

これより、請願及び陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、請願番号または陳情番号を申し述べてから、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

西銘啓史郎委員。

**○西銘啓史郎委員** 陳情第21号平成29年度久米島町の振興施策に関する陳情ですが、この件については、先般、議長と知事への要請に我々も同席させていただきました。その中で、毎度、町長から聞いているのは、海洋深層水の需要のピークの10万トンの対応を早急にしてほしいと。確かに、いろいろな高いハー

ドルもあるかもしれませんが、久米島という町はいろいろな意味で地方創生のいいモデル事業の町になると考えております。ぜひ県としても、この辺の積極的な支援をお願いします。少し質疑しますが、今、海洋深層水研究所は何名体制ですか。次年度の予定も教えてください。

○美里毅農林水産総務課長 今年度は5名の職員数となっております。次年度は4名体制となります。

○西銘啓史郎委員 農林水産部全体で人数が減るというお話を聞きました。そのときにも申し上げたのですが、必要な人員を必要なところに確保するというのを、ぜひ声を大にしてお願いしていただきたい。それから、私も年明けに久米島に行っているいろいろな現場を見てきました。ロート製菓が深層水を使って土地をふやししながら、野菜の栽培をしていますよね。ごらんになっていますか。

○島尻勝広農林水産部長 試験場と久米島町のものについては1年半前に見ておりますが、ロート製菓の部分については直接は見ておりません。

○西銘啓史郎委員 とにかく、いろいろな形で久米島の産業、また自給自足にも寄与するよう、いろいろな県外の企業が努力しているところを見てきました。それから、海ぶどうなどの現場も見てきました。久米島の思いは、これに限らずいろいろな要請があるのですが、農林水産部としてできることをきちんとフォローしてもらいたいと思います。

○瑞慶覧功委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○瑞慶覧功委員長 質疑なしと認めます。

以上で、農林水産部関係の請願及び陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員等入れかえ)

○瑞慶覧功委員長 再開いたします。

本委員会所管事務調査事項スポーツについてに係る J リーグ規格スタジアム整備基本計画についてを議題といたします。

本件について、文化観光スポーツ部長の説明を求めます。

嘉手苺孝夫文化観光スポーツ部長。

**○嘉手苺孝夫文化観光スポーツ部長** それでは、J リーグ規格スタジアム整備について御説明させていただきます。

1 ページをお願いします。

まず、J リーグ規格スタジアム整備に係るこれまでの経緯について御説明申し上げます。

J リーグ規格スタジアムの整備につきましては、県及び那覇市とも、知事及び市長の公約として取り組みを進めてきた経緯があり、それぞれ平成23年度に基礎調査、平成24年度に基本構想策定を行ってまいりました。

平成25年度から平成27年度にかけては、当該施設の利用効率や運営等の面から、県と那覇市で協力して検討を進め、那覇市が主体となって整備し、県が一部財政負担することなどについて調整を行ってきたところであります。

県と那覇市が相互に調整を進める中で、スタジアム整備が県全体の観光振興やスポーツ振興等に資するものであることや、那覇市が財源確保の目途が立たず整備を進めていくスケジュールが見えないことなどから、平成28年8月に県が主体となって整備することとし、同年11月に基本計画の策定に着手いたしました。

その後、平成29年8月までに、全6回の検討委員会を開催し、スタジアムの規模や複合機能のあり方、導入機能等について検討を行い、基本計画を策定したところであります。

なお、那覇市との連携につきましては、平成29年5月に第1回連絡調整会議を開催するなど協議を進めており、今後も継続して取り組んでいきたいと考えております。

2 ページをお願いします。

J リーグ規格スタジアム整備の必要性について御説明申し上げます。

県におきましては、アウエイツーリズムなど新たな誘客による観光振興、見るスポーツを通じた青少年の人材育成、F C 琉球や沖縄 S V (エスファウ) などの県内チームに活躍の場を確保することによるサッカー振興及び J リーグの地域密着型の運営による地域振興を図る観点からスタジアム整備が必要であると考えております。

3 ページをお願いします。

Jリーグ規格スタジアム整備基本計画の概要について御説明申し上げます。

まず、スタジアム概要につきましては、収容人数は2万人、建築面積は約2万100平方メートルとなっており、附帯施設として立体駐車場、フットサルコートを計画しております。

また、概算事業費は約178億円を見込んでおります。

次に、収支及び経済波及効果につきましては、基本計画において低位試算から高位試算まで3パターンで収支を推計しております。

基本ケースである中位試算におきましては、収入が1億817万円、支出が3億1344万円となっており、収支差が2億527万円となっております。

収支差につきましては、他の体育施設等と同様に維持管理に必要な経費、指定管理料として県が負担することになるものと考えております。

経済波及効果につきましては、基本ケースである中位試算の数値を用いて試算しており、スタジアム整備後の試合開催やイベント開催に伴う消費総額が約30億円、スタジアム運営に係る経済効果が約45億円、雇用効果が約630名と推計しております。

4ページをお願いします。

複合機能の導入について御説明申し上げます。

スタジアム整備に当たっては、スタジアムや奥武山公園全体の魅力向上や、スタジアム運営に係る県の財政負担抑制の観点から複合機能の導入を検討しております。

基本計画策定においては、都市公園法等の法規制や財政負担の抑制効果など、複合機能の導入に当たり考慮すべき観点を整理したところであり、具体的な導入機能につきましては、平成30年度において検討していきたいと考えております。

また、国場川沿いのにぎわい施設につきましては、試合のない日でもスタジアム周辺に人が集まるにぎわいを創出するため、スタジアムの複合機能との連携を図り、国場川沿いのスペースをにぎわい広場として、人が集まる空間を確保することを検討しております。

5ページをお願いします。

基本計画においては、スタジアム整備に係る今後の課題として、複合機能の内容の決定及び整備範囲の確定、運営と駐車場やVIP関連機能などの施設整備の整合性の確保などが示されており、今後、スタジアム整備を進めていくためには、これらの課題を整理しておく必要があることから、平成30年度において、調査業務を実施したいと考えております。

6ページをお願いします。

今後のスケジュールについて御説明申し上げます。

平成30年度は、基本計画で示された課題に対応するための調査業務を行う必要があると考えており、その後、平成31年度から設計及び工事に着手し、平成35年度の供用開始を目標に取り組みを進めていきたいと考えております。

説明は以上でございます。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

**○瑞慶覧功委員長** 文化観光スポーツ部長の説明は終わりました。

これより、Jリーグ規格スタジアム整備基本計画についてに対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

島袋大委員。

**○島袋大委員** 当初、この事業是那覇市が行うということではほぼ決まっていたと思います。私もずっと質疑してきたので覚えています。これが平成28年度に入って県が主体となって整備するというところにいきなり変わったわけです。そのとき的那覇市と県の一翁長知事が当時の那覇市長だったのですが、あのとき県が行う事業だったものを那覇市がやりたいということで、那覇市を中心にやっていくというのが仲井眞県政での翁長知事の答弁でした。そして、翁長知事が就任してから県がやるという話になっているのですが、ここは当時の中身をきちんと説明しないとなかなか理解は得られないと思うのです。その辺はどうですか。

**○嘉手苺孝夫文化観光スポーツ部長** 委員の御指摘のとおり、当初は県と那覇市でやってまいりました。お手元の資料の1ページにも説明させていただいておりますとおり、県と那覇市、それぞれの知事、市長の公約のもとで取り組みを進めてきたところですが、同じようなことを市と県がともに行うことは非効率だということ、また、那覇市は財源の面で大変厳しいということがございまして、県と那覇市の話し合いのもとに、平成28年8月に県が一県もスポーツアイランドを振興しようということで、那覇市のみならず県全体のスポーツ振興に非常に有意義だと。また、スポーツツーリズム、アウエイツーリズムの観点から観光振興にも大変有効だという狙いから、県で詰めるということになっております。

○島袋大委員 部長の答弁ではそうしかないと思いますが、当時、翁長市長の最後の那覇市長選挙のときには、Jリーグスタジアムを那覇市が整備するということを選挙公約の大目玉にして選挙を戦ったのです。これは本人が県知事になって政策が変わった時点で、県民にきちんと説明しない限り納得いかないと思います。別にこの事業が悪いということは言っておりません。しっかりと県民に理解できるような流れをつくっていくべきだと思っています。これは178億円という予算を使うのですが、内訳はどういう予算組みですか。

○嘉手苺孝夫文化観光スポーツ部長 178億円の内訳については、まず基本設計、実施設計、その後に工事ということでございますが、基本設計に1億7600万円、その後の実施設計に3億4500万円、建設工事に約172億円を想定しております。トータルで178億円をめどとしているところでございます。

○島袋大委員 県単費でやるのですか。

○嘉手苺孝夫文化観光スポーツ部長 先ほど申し上げましたスポーツ振興、観光振興、そして、人材育成に資するということから、一括交付金に該当すると認識しております。一括交付金を想定しているところでございます。国とは構想段階でやりとりしておりますが、きちんと中身が固まった段階で調整なさいということでございますので、中身が固まった段階で一括交付金の交付決定に向けて国と調整を進めていきたいと考えております。

○島袋大委員 この予算は一括交付金ということで、県は一括交付金を使うかもしれませんが、那覇市はどういうスタンスでいくのですか。

○嘉手苺孝夫文化観光スポーツ部長 那覇市につきましては、法律上も支出が厳しいということでございましたので、県で建設費用は賄うという話で調っているところでございます。かわりに那覇市からは、場所が那覇市の市有地でございますので、そこを現物出資といいますか、無料貸し付けということで労をとってもらおうということで調整を進めているところでございます。

○島袋大委員 設計を含めてスタートするのであれば、MICEと同じようにデザイン・ビルド—DBを発注するということですか。

○嘉手苜孝夫文化観光スポーツ部長 民間活力を活用するというのも一つの要素だと思いますが、そこに関してまで決めていることではございません。今回、平成30年度で調査業務をしますが、その中で検討を進めていきたいと考えております。

○島袋大委員 MICEのDBを発注するというアドバルーンを上げた中で一当初、我々は分離分割発注がいいのではないかとやったのを、DBでやると言っただけでスタートして、今、ズブズブに分離・分割型発注になっているわけです。その辺はMICEで非常に厳しい状況になっているのですから、この事業も同じようになってはいけないということで、皆さん方は汗をかいていると思いますので、ひとつ頑張ってくださいと思っています。

これから基本計画の実施設計に入っていく中で、図面を見ても、J1スタジアムをつくるのはいいのですが、沖縄でなぜドームにしないのですか。観光に資するというのであれば、台風対策も踏まえて、沖縄には娯楽施設がないのですから雨天でも可能なドームにするという発想のもとでいかないと、国は絶対に動きません。私たちは足を引っぱるつもりもないし、やるのであれば応援もしますが、当たり前ものをされても一MICEで収支のバランスももろもろ含めて言われているのに、また同じことをするのかと気になるわけです。やるのなら大きくドームにする、台風対策もしっかりするといった形で理論武装をしていかないと、国との交渉はできないと思います。野党がここまで優しく言うことはないと思いますが、これだけ県民に資するのであれば、我々もそういった形で考えるべきだと思っています。

あと1点は、陸上競技場の活用策として、那覇市は県の中核都市ですから、近隣の豊見城市や南風原町などのジョガーや陸上の皆さんが仕事帰りなどに使っているわけです。サッカーでやるのはいいのですが、陸上の皆さん方のパブリックコメントも含めて積み上げておかないと、いい施設にしようと思っても陸上の皆さん方からいかなものかと来た場合にどう対応するかということですね。お互いにいいようなスポーツで進めていこうというのに、那覇市も音頭をとらないで全部県任せです。那覇市が最初に手を挙げたので、那覇市はもっと汗をかけるということです。今は予算も出さずに口だけ出すしかないのです。もっと中核都市らしくやるべきことはやるのが那覇市の姿であって、この辺も県としてしっかり議論すべきだと思っています。その辺はどうですか。

○嘉手苜孝夫文化観光スポーツ部長 大変重要な御指摘ありがとうございます。設計につきましても、これからの絵は描いておりますが、きちんとした調

査を踏まえて、委員の御指摘も貴重な提言としていただきながら進めていきたいと思っております。陸上に関しましても、去年から那覇市との調整会議を進めております。また、事務的なやりとりをしている中で那覇市から陸上、あるいはジャイアンツのキャンプを含めて要望等を受けておりますので、可能なことに関しましては、例えば、陸上に関しては施設内の外周—コンコースに走るところがあるらしいのです。そういったところを一般の方々に開放して走ってもらうとか、できることは工夫しながら、那覇市とも調整をしながら進めていきたいと考えております。

○瑞慶覧功委員長 ほかに質疑はありませんか。

山川典二委員。

○山川典二委員 私は那覇市議時代に、那覇市でJ1のサッカー競技場を整備しようということでかなり議論をして進めていたのですが、突然このようになって、先ほど説明責任の話がありましたが—財源確保のめどが立たずということですが、財源を確保していこうと準備をしている中で、急遽、県にかわったわけです。安慶田前副知事が一括交付金で—そういう経緯があって、どうもよくわからない。この辺はもう少ししっかり説明をいただきたいのですが、率直なところ、なぜかわったのですか。翁長知事の意向で決まったのですか。

○瑞慶覧康博スポーツ振興課長 当初、那覇市が整備するという話になったのは、那覇市で計画が進んでいたものですから、J1スタジアムを早く実現する方法として那覇市でやろうということになっておりました。那覇市においては、国の補助金を活用するということでしたが、補助金の見込みがなかなかつかないということで、ある程度停滞していたので、このままいくとなかなか実現が厳しいということがありまして、県が進めたほうが早く建設ができるのではないかという観点から、相談して、県が整備することになったということで、もともとはどうすれば早くJ1スタジアムができるかというところから始まったものでございます。

○山川典二委員 那覇市の動きも少し鈍いところがあったかもしれませんが、我々も含めていろいろ交渉中だったのです。話を聞くと、那覇市で進めようとしていたものが急遽そうなったと。これ以上、聞いても答弁が出ないので仕方ありませんが、先ほどもあったように、ドームにするとか、思い切ったものを持っていかないと多分、無理です。

それから、収支は最初から支出が多くて、簡単に言うと赤字ですよ。なぜ最初から赤字が出るのですか。

**○瑞慶覧康博スポーツ振興課長** 赤字というのは、例えば、奥武山公園の武道館は指定管理費として運営費が出ております。それを来年度以降、複合施設などで少しでも圧縮する方法を考えようということで、今のように複合施設がなく、奥武山でやっているような指定管理制度でやった場合には、こういう形が出ますというものを出しているところなので、今後はこの辺をどうにかして圧縮していけるように研究したいということでございます。

**○山川典二委員** 全国のJリーグのスタジアムは市議時代に委員会視察でかなり精力的に回りましたが、黒字の経営のところも何か所かあるのです。ですから、最初から一本来は、これからの作業ですから、中長期の事業計画も見ないとわかりませんが、余り消極的にしないで思い切ってやっついていかないと、今、MICEも頓挫しておりますが、それに近いような国の対応になる可能性もあるのでそういう話をしておりますが、スタジアムの運用なども既に議論されていると思いますが、年間何試合ぐらいやって、それ以外のイベントなどの計画案もあると思いますが、どのようになっていますか。

**○嘉手苺孝夫文化観光スポーツ部長** スタジアムの利用見込みにつきましては、まずはスポーツ利用が主で、Jリーグの公式戦が年間で15試合から21試合を予定しております。また、一般のサッカーの利用で38日、それから、サッカーのみならずラグビーでの活用も検討しておりますので、ラグビー利用で10日、トータルで大体63日から69日をスポーツ関係で見込んでいるところでございます。このほかに、非常に利便性のいい場所なので、コンサート等の多目的利用についても一オフシーズンにしかできませんので、何十回もできることではないのですが、年四、五回程度を見込んでおまして、トータルでも70日を少し超える程度の稼働日数を見込んでいるところでございます。

**○山川典二委員** 要するに、稼働率はそんなにないのですよね。ですから、芝の管理なども非常にシビアな管理基準があるわけなので、そういう意味でも、ぜひドーム型で整備できるように一それぐらい思い切ったものでないと、多分、インパクトはないです。どうせつくるのであれば、実現可能なものなるべく大きな発想をして、結果として多少修正もあるかもしれませんが、奥武山にはセルラースタジアムがありますし、空港からも近くて那覇市の中心となる場所

ですから、全国に発信できるぐらいのものにできればいいと。30年後、50年後はわかりませんので、ぜひ、その辺はお願いしたいと思います。

○瑞慶覧功委員長 ほかに質疑はありませんか。  
西銘啓史郎委員。

○西銘啓史郎委員 収支の中にコンサートも入っているということですが、そこで常に気になるのが、他方、MICEではコンサートもしますよね。年1回か2回かわかりませんが、試算の中にコンサート収入も入っていると。そうすると、MICEをつくるときにはMICEでコンサートをするとっていて、片方ではこちらでも大型コンサートをすると言ったときに、どちらが集客があるか。先ほどから屋根がないと雨天ではできないということもあるのですが、本来、Jリーグ規格の専用スタジアムをつくるということが主であって、付随するものは従だと思うのですが、どう見てもJリーグは年間365日のうちわずか15試合から21試合と。しかも、J1のチームが那覇市にできるのは何年後かわかりません。今、FC琉球もJ3で頑張っていますが、もし那覇市にJ1チームがなければ試合はないという理解でいいですか。

○瑞慶覧康博スポーツ振興課長 今、FC琉球はJ3ですが、沖縄市にあるJ2スタジアムを使っています。同じように、J1スタジアムがあってもJ2のチームはそこで試合ができます。あくまでもJ1の試合ができる施設ということで、それ以下のところが使う分には特に構わないということです。

○西銘啓史郎委員 言っている意味はわかります。私は総合陸上競技場を見に行きましたが、座席も芝もきれいに整備されて非常にいい施設だと思います。ただし、J1規格を満たしていないので、私が言っているのは、J1専用スタジアムをつくったときに、J1のチームが沖縄にできていなければJ1の試合が開催されるかということです。

○瑞慶覧康博スポーツ振興課長 試合は基本的にアウェイとホームがあって、お互いに交換で開催されますので、プロ野球でも特別にマッチング等はありませんが、そういう例外的なものがない限り、なかなか那覇市でJ1の試合が恒常的にできるということは厳しいかと思います。

○西銘啓史郎委員 鶏と卵かもしれませんが、ある意味、J1のチームが沖縄

県、特に那覇市にできるという前提のもとにつくりたいという気持ちは理解しますが、つくった後にどう利用するかというときに、サッカーの試合はわずかに何試合で、ラグビーなどいろいろなものに使わせると芝の維持も大変だと思うのです。ましてや、コンサートもする。複合施設をどんどんつくるのはいいのですが、ほかのJ1のスタジアムも調べてみると、鹿島や埼玉ですら年間の稼働は少ないわけです。ですから、那覇市で財源確保が厳しくなったから県がやるということですが、今、県も財源の確保は厳しいではないですか。MICEと一緒に、めどは立っていないと思います。解決しなければならない課題がたくさんあって、その中で全て一括交付金があるうちにつくってしまえというように見えるのです。本当に金の卵を産む施設であれば構いませんが、負の遺産として赤字を抱えて、県民、市民に負担を与えるようなハードをつくってしまうと非常にまずいことになると思っています。ですから、そこを常に危惧しているのですが、最低限、Jリーグ規格のスタジアムということで、いろいろな経緯があって那覇市とも話をしていると聞きました。この前、一般質問でも聞きましたが、平成29年5月に那覇市との会議を開いて以来、一度も開催されていませんよね。ということは、那覇市と県が本当に一生懸命やろうとしているのかが見えないわけです。

**○瑞慶覧康博スポーツ振興課長** 去年の8月に基本計画ができて、そこである程度の金額が出ましたので、その中からお話をしようということで、那覇市の課長と県の班長クラスで何回か話し合いをする中で、当初、那覇市が主体となった場合に県がお金を出すやり方と、逆に県が主体となった場合に那覇市がお金を出すやり方では、若干、法律のかかわり方が違うということもあって一当初はひっくり返るだけなので何の問題もないと思ったのですが、那覇市も那覇市で、県が整備をしてお金を出す場合には市民の理解を得ながらきちんと法律にのっとってやらないといけないということで、調べた結果、また新たな問題点も出ておりますので、これがある程度できましたら、近々、正式に県の統括監と那覇市の部長と一緒にやってやろうということで準備しているところでございます。ですから、何もなかったわけではなく、事務段階での調整は何回か行っております。

**○西銘啓史郎委員** 確かに、いろいろな施設ができることは悪いことではありませんし、収入をふやす努力をすることも当たり前だと思いますが、気になるのは、那覇市と県の関係として、どちらがつくるのかという主体が突然かわってしまった経緯が見えないということと、どうしても主で稼げないから従で稼

ぐと。そういうことも経営努力として必要かもしれませんが、本来の目的であるJ1が1試合もなく、仮に5年、10年たってもJ1チームができないということになったときには、このJ1規格スタジアムは何だったのだろうということになりかねませんので、必ず金の卵を産むように進めてほしいと思います。

最後に1点だけ、一般質問でも言いましたが、陸上競技場の跡利用について那覇市は南風原町長と話をしているということですが、県はどのように確認していますか。

**○瑞慶覧康博スポーツ振興課長** 先ほどの那覇市との話し合いの中で、どういう形にしているかということや、当初、那覇市がサッカー専用にするという話をしたときに、陸上競技の皆さんに少しでも不自由をかけない方法をいろいろ考えているということでしたので、我々としては、これができた場合、那覇市には従来のサッカー専用ができたときの対応をそのままとっていただきたいということで、今、調整しているところでございます。

**○西銘啓史郎委員** 那覇市は、南風原町の陸上競技場を調整して使えるようにするという答弁を議会ですしているのです。私は、南風原町の黄金森公園に確認したのですが、土日はほとんど埋まっていて、那覇市民が使える環境ではないのです。やはり南風原町は南風原町の人たちを優先しますので、陸上競技場が潰れた後に那覇市民が使えるかという、使えないのです。ですから、その辺を県が確認しているかどうか。那覇市の立場ですから、那覇市が確認すればいいのですが、そういった問題もクリアされない。那覇マラソンのゴールの問題もまだクリアされていない。もう一つは、駐車場問題です。駐車場を300台ぐらいつくるということですが、この基本構想の中では車が5000台近く必要だと書いていますよね。全然足りないわけです。ですから、いろいろなことを想定すると課題が多過ぎると思うので、一括交付金ありき、Jリーグ規格ありきではなく、陸上競技場の整備も含めてどこかで議論しておかないと一これが負の遺産にならないようにしたいと思いますので、ぜひまた議論していきましょう。

**○瑞慶覧功委員長** ほかに質疑はありませんか。  
大城憲幸委員。

**○大城憲幸委員** 私からも少しお願いします。基本的には一括交付金ということで、財源の問題では危惧する点は一緒なのですが、今、ちょうどMICEの

件であれだけ細かく根拠をつくって、提案の仕方もさまざま変えながら進めていく中で、赤字施設だからだめではないとか、根拠がないとか、たくさんの指摘を受けているわけです。まさに、この案件についても2億円以上の赤字が出るという前提で、基本計画の中身についても根拠があるかというところと少し不安なのですが、収支という意味ではMICEとは違うという考えでいいのですか。

**○嘉手苺孝夫文化観光スポーツ部長** まず、財源につきましては、一括交付金の趣旨にのっとっているということから一括交付金を目指すところですが、利便性が非常にいい場所でございますし、にぎわいの施設として、観光の魅力の再開発という意味からすると、民間の投資も考えられるということもございませぬので、こういった魅力ある場を今回の調査で浮き彫りにしながら、必ずしも一括交付金だけではなく、外資を含めて民間の投資の可能性も一県外の施設ではそういった例もあるやに聞いておりますので、そういったことも見きわめながら、財源に関しては研究をしていきたいと思っております。

**○大城憲幸委員** 基本的にはスポーツ施設ですから、子供たちの夢のためにとということもあるのですが、厳しい一先ほど来、ドームにするという選択肢はないのかという議論もありましたが、ちなみに天然芝だとドームにはできないのですか。

**○瑞慶覧康博スポーツ振興課長** Jリーグの規格では、天然芝でないといけないうことと、観客席には必ず屋根をつけないといけないうことがあって、今の沖縄市の陸上競技場は広々としているので、日光がよく当たって芝がよく育つのです。今の段階でも芝が厳しい状態になってくると、芝の入れかえに同じぐらいの場所を確保しないとイケませんが、奥武山にはその施設もないので、その辺は専門的なところからも一本来は2カ年に1回の入れかえなのですが、日当たりの関係など、沖縄ではそういうことをしたことがない部分が多過ぎるので、場合によっては毎年かえる必要が出てくると。多分、ドームにしてしまうと、毎年、外につくって入れかえをするのに場所や時間、費用がかかるということもありますし、もう一つは、奥武山は施設がたくさんで、ある程度、建築のパイも上限に近づいているということで、今度、条例を改正して上げようかと考えている状態なので、屋根があるのとないのでは面積が違ってくるので、その辺についても建築家の皆さんから物理的に可能かということと、建築基準法で可能かということも確認しながらやっていきたいのですが、なかなか難しいと考えております。

**○大城憲幸委員** 今、議論があるように、Jリーグ規格にこだわると天然芝だし、天然芝で天候型にすると年に15試合から21試合ぐらいしかサッカーの試合ができないと。それ以外に芝を踏みつけるような行事はできないということになると、どうしても施設の稼働率は野球場などよりずっと下がってしまうわけです。ですから、収支という意味では非常に厳しくなると思うのです。民間投資を活性化してトータルで経済効果を上げるといっても、まさにMICEのホテル誘致だ何だという議論と同じような指摘になってしまうのではないかと。ところで、今、県民感覚としてMICEもとりにきれないのに、並行してこれなのという疑問が出てくるかと。これは平行線なので、指摘をしておきます。

もう一つは、思いはわかりますが、そこをどう県がバックアップしているのかが見えないのです。J2の資格はあるというようなニュースも出ましたが、それにかかわっている皆さんからすると、収支としてJリーグの組織の中でも今のままではだめだというような宿題を投げられているのは沖縄だけなのです。そういう意味では、今、きちんと入場料も取りきれないような状況の中で、収入の中心はスポーツ、あるいはサッカーだという話なので、なかなか厳しい。ですから、これと並行して、あるいはこれ以上に力を入れないといけないのは、肝心のサッカーを盛り上げる。J3で頑張っている皆さんを県民を含めたサポーターがどう盛り上げるかということなのです。その辺に関しては弱いと思うのですが、どうですか。

**○瑞慶覧康博スポーツ振興課長** 我々としても沖縄からJ1チームを出すためということで、FC琉球がJ3になるときに3000万円を出資して応援したり、我々が行っているツーリズム関係を使いまして海外に対してプロモーションをしたり、また、Jリーグと相談して、経営についての相談を受けたりなどということをしておりまして、この前の新聞にも載っていたのですが、現在、観客動員が3倍近くになっていたり、スポンサーからもどんどん理解を得ているという形でいい方向に向かっているのです、これがどんどん伸びていくと。数字だけで言うと、1000名少ししかいなかったのが今は3000名幾らかということで非常にいい形になっていきますし、新しい社長もアイデアマンで、マスコットをつくったり、来週は浦添市民をただにするとか、1回来てもらって喜びを感じて、それからリピーターとして来てもらうということで、その場で儲かるということではなく、ある程度スパンを持ちながらやっていく形にしていますので、今後、我々の想定としてはJ3からJ2になれば大概2倍少し、それがJ1になると7倍ぐらいになると。今の2000人ぐらいが3000人、7倍になると2万人に

なりますので、今の状態で着実に推移した場合は、我々がつくろうとしている2万人も可能かと考えていて、そういう中でのやりとりをしているところなので、これからも継続してできる形での支援をしていきたいと考えております。

**○大城憲幸委員** そのように頑張っているということですが、ここも力を入れないとなかなか県民には広がらないと思うのです。今度、長崎のチームもJ3からJ1になりますよね。ジャパネットたかたの元社長が社長に就任して、サッカーで長崎を元気にすると言って急激的に伸びたわけですね。あれぐらいのインパクトも含めて盛り上げないと、これに対する県民の理解、協力はこのスケジュールどおりには得られないと思うし、一括交付金の獲得についてもなかなか厳しいのではないかという実感を持つので、その辺は意識して指摘をしておきたいと思います。

**○瑞慶覧功委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

**○瑞慶覧功委員長** 質疑なしと認めます。

よって、Jリーグ規格スタジアム整備基本計画について、文化観光スポーツ部長に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、補助答弁者入れかえ)

**○瑞慶覧功委員長** 再開いたします。

次に、文化観光スポーツ部関係の請願平成28年第4号及び陳情平成28年第54号外12件の審査を行います。

ただいまの請願及び陳情について、文化観光スポーツ部長の説明を求めます。

なお、継続の請願及び陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

嘉手苺孝夫文化観光スポーツ部長。

**○嘉手苺孝夫文化観光スポーツ部長** 文化観光スポーツ部関係の請願及び陳情につきまして、その処理方針を御説明いたします。

委員のお手元に、経済労働委員会請願及び陳情に関する説明資料を配付して

おります。

1枚目をめくっていただき、目次をごらんください。

文化観光スポーツ部関係は、請願の継続が1件、陳情の継続が11件、新規が2件となっております。

なお、継続請願1件と、継続陳情8件につきましては、前議会における処理方針と同様の処理方針となっておりますので、説明を省略させていただきます。

それでは、処理方針に修正のある継続陳情3件について、御説明いたします。

なお、修正のある箇所は、取り消し線及び下線により表示しております。

説明資料の5ページをお開きください。

陳情平成28年第77号沖縄特例通訳案内士育成研修制度に関する陳情でございます。

この陳情は、平成25年度から県が実施してまいりました沖縄特例通訳案内士育成研修事業のあり方に対するものでありますが、本年1月4日に通訳案内士法が改正されたことに伴い、全国的な地域通訳案内士制度が創設され、沖縄特例通訳案内士の育成研修が今年度限りで終了するなど、陳情が出された当時とは状況が大きく変わったことを踏まえ、全面的に、処理方針の見直しを行っておりますので、経過・処理方針等を読み上げて説明とさせていただきます。

県では、平成25年度より沖縄特例通訳案内士育成等事業計画において定めた育成研修カリキュラム等に基づき、育成研修及び資格認定試験を実施してまいりました。

平成30年1月4日の改正通訳案内士法の施行により、全国的な地域通訳案内士の資格制度が新たに創設されたことに伴い、地域限定通訳案内士及び沖縄特例通訳案内士は、沖縄県地域通訳案内士として名称が統一されております。

これにあわせて、県では、平成29年度に県内通訳案内士団体や観光関連団体、有識者等で構成する検討委員会を設置し、観光庁が示した地域通訳案内士育成等基本指針等を踏まえた研修のあり方等について検討を行った結果、平成30年3月に沖縄県地域通訳案内士の育成等に係る新たな事業計画を策定したところです。

当該計画に基づき、平成30年度以降は、地域通訳案内士のさらなる育成に加え、有資格者に対するスキルアップ研修を新たに実施していくこととしております。

県としましては、今後も増加が予想される外国人観光客の多様なニーズに対応するため、平成30年度以降の沖縄県地域通訳案内士に係る公正かつ円滑な研修実施を通じて、通訳ガイドの量の確保及び質の向上に取り組んでまいります。

次に、説明資料の10ページをお開きください。

陳情平成29年第22号沖縄観光の健全な発展と県独自の政策の実施を求める陳情でございます。

この陳情につきましても、今般の通訳案内士法の改正により、通訳案内業務の業務独占規制が廃止され、資格を持たない者であっても有償で通訳ガイドを行うことが可能となるなど、陳情の出された当時とは状況が大きく変化しております。また、県では、今年度、検討委員会を設置し、平成30年度以降における通訳案内士のさらなる育成に加え、有資格者に対するスキルアップを目的とした研修や活躍支援等を盛り込んだ新たな事業計画を策定しております。これらを踏まえ、全面的に、本陳情に関する処理方針の見直しを行っておりますので、経過・処理方針等を読み上げて説明とさせていただきます。

平成30年1月4日の改正通訳案内士法の施行により、業務独占規制が廃止（名称独占規制は存続）され、資格を持たない者であっても有償での通訳案内業務を行うことが可能となりました。

また、地域通訳案内士の資格制度が新たに創設されたことに伴い、地域限定通訳案内士及び沖縄特例通訳案内士は、沖縄県地域通訳案内士として名称が統一されております。

これにあわせて、県では、平成29年度に県内通訳案内士団体や観光関連団体、有識者等で構成する検討委員会を設置し、観光庁が示した地域通訳案内士育成等基本指針等を踏まえた研修のあり方等について検討を行った結果、平成30年3月に沖縄県地域通訳案内士の育成等に係る新たな事業計画を策定したところです。

当該計画に基づき、平成30年度以降は、地域通訳案内士のさらなる育成に加え、有資格者に対するスキルアップ研修を新たに実施していくこととしており、これにより、増加する外国人観光客の多様なニーズに対応する通訳ガイドの量の確保及び質の向上に取り組んでまいります。

また、通訳案内士登録リストの公開等による認知度向上や、旅行社や観光施設等とのマッチング会の実施等による就業機会の確保等を通じて、通訳案内士の活躍支援に引き続き取り組んでまいります。

次に、説明資料の17ページとなりますが、事前提出の処理方針から一部修正がございますので、当該陳情のみ別刷りの処理方針をごらんください。事前に配付した処理方針に赤字部分を追記しております。

陳情平成29年第144号外国人観光客患者対応に関する陳情でございます。

この陳情につきましては、前回委員会以降、県として新たな対応を行ったこと、また、県の新年度事業の説明が必要なこと及び国の外国人患者対応に対する新たな取組方針が示されたため、処理方針を変更するものであります。

次に、新規陳情2件について、御説明いたします。

陳情の経過・処理方針等につきましては、読み上げて説明させていただきます。

次に、説明資料の19ページをお開きください。

陳情第20号奥武山総合運動場・陸上競技場の整備に関する陳情でございます。

県におきましては、県内に一つしかない施設や国民体育大会等の公認基準を満たす必要のある施設など、県において整備することが効率的・効果的な施設について整備することを基本的な考え方としており、民間や市町村との役割分担を踏まえつつ、スポーツ施設の整備を行っているところであります。

県営の陸上競技場については、第1種公認陸上競技場を県総合運動公園内に整備していることから、奥武山総合運動場の陸上競技場については、県内に未整備の陸上トラックのないJリーグ規格スタジアムを整備する方向で検討を進めているところであり、平成29年8月にJリーグ規格スタジアム整備基本計画を策定したところであります。

現在検討中のJリーグ規格スタジアムについては、陸上トラックのない球技場とすることとしておりますが、既存の陸上競技場利用者へも配慮し、コンコースの一般利用等についても検討しているところであります。

県では、アジア、世界に開かれたスポーツアイランド沖縄の形成を目指し、2020年東京オリンピック・パラリンピック後も見据え、市町村と連携してスポーツコンベンションの拡大・発展に向け、積極的に取り組んでいるところであります。

次に、説明資料の21ページをお開きください。

陳情第33号県条例により民泊の制限を行わないこと、並びに地域色豊かな観光開発を求める陳情でございます。

本県の亜熱帯気候に恵まれた自然環境及び琉球王国時代に築かれた文化財・遺跡は、沖縄を訪れる多くの観光客を魅了する貴重な観光資源です。

一方、無秩序な開発と利用により自然環境及び文化財等が破壊されないよう、保全と利用のバランスをとることが、持続的な観光を推進していく上で重要であると考えております。

本県では、沖縄振興特別措置法に基づき、エコツアーを営む事業者が自然環境の保全・利用について自主ルールを定めることができる保全利用協定制度があり、現在7地区で締結されております。

文化観光スポーツ部では、同協定の所管である環境部と連携し、協定地域での研修会を通じた人材育成や、県外でのプロモーションを実施するとともに、

協定締結外地域では関係事業者を集めたセミナーを開き、保全と利用の両立の必要性を周知し、新たな協定締結に向けての取り組みを行っております。

また、本県では、2000年にユネスコ登録された世界文化遺産琉球王国のグスク及び関連遺産群に関し、県知事を会長とする世界文化遺産保存活用推進協議会が毎年開催されております。

文化観光スポーツ部では、同協議会の所管である教育庁と連携し、世界文化遺産の保全と利用について、関係する7つの市村及び県関係部局との情報交換を行い、その貴重な資産の保全と利用の推進に取り組んでおります。

県としましては、庁内関係部局、関係市町村及び観光関係事業者との連携を図り、今後も保全と利用の両立に向けて積極的な取り組みを行ってまいります。

民泊については、現行の旅館業法の許可を受けて実施されるものに加え、住宅宿泊事業法施行後は、当該法令に基づく届け出による民泊も可能となります。

県保健医療部では、住宅宿泊事業法施行規則第14条に基づき、離島を含めた各自治体から、民泊に関する意見を聴取することにより、それぞれの自治体の実態を踏まえた上で、住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例案を制定し、平成30年第3回県議会へ提案しております。

民泊は、観光客の宿泊施設の選択肢をふやすとともに、欧米等からの長期滞在型観光を促進する面もあるものと考えております。

また、沖縄への修学旅行では、本島、離島を問わず、多くの教育旅行民泊が実施されるなど、人気のメニューとなっております。

沖縄の民泊においては、本県の独特の生活文化や習慣、食を体験していただけるとともに、民泊家主や地域住民との交流による観光客の満足度の向上や、沖縄観光におけるリピーターをふやす側面もあるものと考えております。

県としましては、今後、民泊における法令等の遵守状況を注視しつつ、市町村や教育旅行民泊受入団体等と連携し、付加価値の高い民泊の推進に努めていきたいと考えております。

以上が、文化観光スポーツ部関係の請願及び陳情に係る処理方針であります。御審査のほど、よろしく願いいたします。

○瑞慶覧功委員長 文化観光スポーツ部長の説明は終わりました。

これより、各請願及び陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、請願番号または陳情番号を申し述べてから重複することがないよう簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

島袋大委員。

○島袋大委員 陳情平成29年第144号外国人観光客患者対応に関する陳情について、前回と比べていろいろな面で話を進めていくということですが、ぜひとも保健医療部と連携をとって一この間、質疑した後に幾つかの病院に確認しましたが、病院の中では市町村と連携して、一括交付金を活用して中国語教室などを行っているわけです。ですから、先ほどの観光ガイドとは違って、医療に関する語学として、病院の先生方が語学を学ばないといけません。これも観光客が来ての一つの緊急対応ですから、観光に資する観点から一括交付金の活用も可能だと思っています。県で予算を組めるならいいのですが、人材を育てる意味でも文化観光スポーツ部は観光という立場から保健医療部と連携をとって、これだけ観光客がふえたとしても、リピーターとして帰ってこなくては困るので、その辺はしっかりとそういう策も打つべきだと思っています。前回と比べて前に進めているようですが、どういう展開になりますか。

○嘉手苅孝夫文化観光スポーツ部長 委員の御指摘のとおり、昨今は沖縄のみならず、全国的にインバウンドの外国のお客様がたくさんふえてきておりますので、滞在中の病気やけがなどの不測の事態がよく出ているということは聞いております。沖縄に来てそういう不測の事態に達したときに、どう対応できるかということは大事なことでございますので、保健医療部や協議会等を含めまして一県庁内部でもやりとりはしておりますが、先般、医師会の方が文化観光スポーツ部に来られたときにもいろいろやりとりしまして、お互いに不足している部分がよくわかったものですから、例えば、末端の病院にマニュアルやガイドなどの細かい情報が行き届いていないということがございますので、説明会や研修会などを行って情報等を提供させていただきながら、そういった不測の事態にきちんと対応できるよう、県内離島を含めた隅々まで一そういった意味では、全国的な動きなので、一括交付金で対応できるか等を含めて検討して、積極的に取り組みを進めていきたいと考えております。

○島袋大委員 ぜひとも部長に音頭をとっていただいて、国も外国人観光客の受け入れという形で施策として打っていますし、簡単に一括交付金を使うのではなく、国からの補助メニューがあればそれを活用したほうがいいはずなので、どんどん連携をとって意見交換をして、誰が来ても沖縄に来てよかったと思うようなシステムづくりに頑張っていただきたいと思っていますので、よろしく

お願いします。

○瑞慶覧功委員長 ほかに質疑はありませんか。

山川典二委員。

○山川典二委員 陳情平成29年第144号外国人観光客患者対応に関する陳情について、医療通訳の養成や医療関係者等への語学研修を行ったということですが、どういう人たちが対象で、何名受けて、語学は英語なのか、中国語なのか、その内容を簡単をお願いします。

○糸数勝観光振興課長 この事業は平成28年度から始めまして、医療通訳セミナーということで、平成28年度は英語32名、中国語41名でした。結局、残ったのは英語10名、中国語10名なのですが、今年度はこの方々に座学研修を行いました。その後、3月3日から6日間、実地研修ということで4施設の病院で研修しております。次年度については、こういった方々を名簿登録して使っていただけるような形で検討を進めております。

○山川典二委員 この中に医療従事者はいらっしゃらないのですか。

○糸数勝観光振興課長 ほとんどがフリーの方です。仮に多少の知識はあったとしても、病院で働いている方ではありません。

○山川典二委員 先日、クイーン・エリザベスが入港した際に、10名ぐらいの方が緊急に病院に搬送され、そのうち2人は入院しました。これは承知していますか。

○糸数勝観光振興課長 把握しておりません。

○山川典二委員 どちらかといいますと、クイーン・エリザベスは富裕層の皆さんが乗られていまして、入院された方々は80歳前後の高齢者で、きのうの段階ではまだ確認しておりませんが、2人の方が入院をしていると。そのときに気になるのは言葉の問題で、特に医療の専門用語もありますので、それが実際の現場で対応できているのか。あるいは、そういう医療通訳の皆さんが来たときに専門用語を十分に理解して通訳ができるのか、そこまで研修の中身に含まれているのか、その辺はいかがですか。

○**糸数勝観光振興課長** 今回、10名の方が選ばれて、専門の業者である日本エマージェンシーアシスタンス株式会社一語学の研修などを行っている会社なのですが、そこの修了試験を実施して合格した人を病院に送っておりまして、さらにそこで学んでおりますので、ある程度スキルはあるものと考えております。また、あと1カ国語は検討中なのですが、次年度の4月1日から英語、中国語、韓国語については多言語コールセンターで両方使いながら、そういった語学の問題をクリアしていきたいと思っております。

○**山川典二委員** コールセンターは具体的にどのようなイメージになりますか。

○**糸数勝観光振興課長** 東京に医療専門のオペレーターがいて、そういった方に観光事業者、病院、消防から電話が来て、そこでつなぐということになっております。

○**山川典二委員** これから経緯を見ていきたいと思えます。少し話を戻しますが、医療通訳はこれでいいと思えますが、病院の現場では1秒を争うような状況の患者もいらっしゃると思えます。そのときの対応や、どこの病院にこういう患者がいたという情報は、皆さんはお持ちなのですか。

○**糸数勝観光振興課長** 豊見城中央病院については、中国語を含めて独自に通訳を養成していると聞いております。ただ、一般的な病院については、なかなか一英語についてはドクターがよくできるということで、それほど問題視はしておりませんが、中国語が厳しいということで、仮に要請があれば派遣をします。ただ、そこで間に合うかどうかということもありますので、その間、コールセンターで何とかしのげたらと考えております。

○**山川典二委員** 県内には医療ツーリズム一要素に、アメリカの公認機関に指定を受けたところはありませんが、現実的に外国人のインバウンドの皆さんが病気になったり、手術をするような状況のときに、どの病院が受け皿になると認識していますか。

○**糸数勝観光振興課長** 観光庁が外国人患者の受け入れ可能な病院をリスト化しております。全部で11機関ありまして、北部地区医師会病院、中部徳州会病

院、牧港中央病院、浦添総合病院、琉大附属病院、沖縄協同病院、南部医療センター、豊見城中央病院、南部徳州会病院、県立宮古病院、宮古徳州会病院です。その中で南部徳州会病院については、外国人患者受入医療機関認証制度—JMIPという国の認証を得て外国人受け入れの資格を持っている病院となっております。

**○山川典二委員** 今、何名ぐらいのインバウンドの皆さんが病院にかかっているかということは後でいいのですが、例えば、米軍の病院では英語がしゃべれますよね。医療体制も各診療科目で一定レベル以上はあると聞いておりますが、緊急の手術やどうしても語学の問題がネックになるような状況のときには、命にかかわることもありますので、米軍の病院と提携して紹介をすることも検討すべきだと思いますが、その辺は検討されたことはありますか。

**○糸数勝観観光振興課長** これについては、検討しておりません。逆に、米軍の病院から日本の病院に紹介されたという事例は聞いたことがあります。

**○山川典二委員** 今後、県を含めた観光関係の業者の努力によって、あるいは一つの大きな時代の流れに乗って、アジアの発展も含めて、沖縄へどんどん観光客が来る可能性はあるわけでしょう。その中で、毎日の人間の生活のことで、どこかで病気になったりすることもあるのですが、はっきり言って、その体制はインフラ整備を含めて全く足りない状況です。できるかできないかは別にして、政治的なことも置いておいて、やはり医療については沖縄にある一定の診療機関があるわけですから、米軍の病院との連携も検討してもいいのではないかと、あるいは、もっと突っ込んでもいいのではないかとと思いますが、その辺はどうですか。

**○嘉手苺孝夫文化観光スポーツ部長** 委員のおっしゃっている趣旨はよく理解できましたので、制度的なことも含めて、研究させていただきたいと思います。もしそれが可能であればインバウンドに対するサービスの向上が図れると思っておりますが、研究させてください。

**○瑞慶覧功委員長** ほかに質疑はありませんか。  
西銘啓史郎委員。

**○西銘啓史郎委員** 陳情第20号奥武山総合運動場・陸上競技場の整備に関する

陳情に関して、先ほどJリーグ規格のスタジアムについて議論したのですが、陳情要旨の中に、老若男女が運動できることから、協働の健康づくりと書いています。Jリーグ規格のスタジアムができたときの県民の利用度、逆に今の陸上競技場を整備することでの利用度、活用度、もろもろ考えたときにどちらがいいのかということは、またゆっくり議論したいのですが、ちなみに、記の中の全天候型を整備する、それから、球技場機能等をトラック内に併設する場合のコストがどれぐらいかかるかについては算出されていますか。

○瑞慶覧康博スポーツ振興課長 先ほども申し上げましたが、奥武山は泡瀬ができるまでは1種公認でしたので、そういうものに力を入れていたのですが、1種ができているものですから、奥武山はどちらかというところと広場としてのやり方にしておりまして、そこで特別な競技大会などを行うわけではないので、サッカー専用がなければ今のままの形でやっておこうと考えていたものですから、今のところそこに対する新たな投資は控えておりましたので、その辺の試算はしておりません。

○西銘啓史郎委員 試算はすぐにできるのですか。試算をするだけでも時間や費用がかかるのですか。要は、全天候型にしたら1億円で済むとか、球技場の機能をトラック内に併設したら何億円かかるということが、もしどこかで調べられるのであれば教えてほしいのです。

○瑞慶覧康博スポーツ振興課長 詳細なものではなく概算であれば、例年、全体の調査を行いますので、その中で関連して見積もりをする分については一何百万円をかけてという話ではなく、大まかにどれぐらいかかるかというような見積もりをとる形であれば対応は可能かと思いますが、その辺は新しく委託する業者と相談していきたいと思っております。

○西銘啓史郎委員 A案かB案かは別として、要望の1、2について大体どれぐらいかかるかだけ教えてほしいのです。全天候型にする、球技場機能をトラック内に併設するということに、何億円かかるのか全くイメージがわからないので、できたら数字をください。

次に、陳情第33号県条例による民泊の制限を行わないこと及び地域色豊かな観光開発を求める陳情について、エコツアーを営む事業者に対する保全利用協定制度の概要と、現在、締結されている7地区を教えてください。

○平敷達也観光整備課長 保全利用協定というのは、エコツアーにかかわる事業者が、利用する地域の自然環境の保全と利用に関して自主的に策定する自主ルールのごとでございまして、自主ルールの内容が適切なものであれば、沖縄県知事が沖縄振興特別措置法第21条に基づいて認定する制度でございまして、所管は環境部となっております。現在、6市町村の7地域で認定されておりました、まず、竹富町西表島の仲間川地区でカヤックと遊覧船の業者と協定しております。2つ目に嘉手納町の比謝川地区でカヤックの事業者、3番目に国頭村の伊部岳地区でトレッキングの事業者、4番目に名護市の大浦川地区でカヤックの事業者、5番目に石垣市の白保サンゴ礁地区でシュノーケリングやカヤック関係の事業者、6番目に宜野湾市の謝名瀬地区でスキューバダイビングとシュノーケリングの事業者、7番目に石垣市の吹通川地区でカヤックとトレッキングの事業者の協定があるということになっております。

○西銘啓史郎委員 この前、マリンスポーツに関するいろいろな課題を解決するものがないということをご一般質問でしたと思うのですが、保全利用協定制度については環境部の所管になっていて、この7地区では協定制度を守ってエコツアーをしているということですか。カテゴリー的にはマリンスポーツの一部だと理解していいですか。

○嘉手苺孝夫文化観光スポーツ部長 確かにマリンスポーツの一部ではあるのですが、基本的には沖縄の貴重な自然を壊してはいけないと。自然と有効活用のバランスをとるという意味で、協定を業者にきちんと守っていただきながら、観光客の方にもマリンスポーツの一種を楽しんでいただくための制度だと理解しております。

○西銘啓史郎委員 次に、2番目のところですが、民泊というのは一つの言葉でいろいろなことが語られています。今まで言われていた教育民泊は、特に伊江島が最初に始めたと思うのですが、教育体験として生徒を預かって、きちんと旅館業法をとっている形だと思っておりますが、今、言っている民泊新法は、東京のようにホテルが足りなくなると、マンションの一室を提供したりすることができるようになります。ただし、沖縄では条例の中で営業日数やエリアを制限したり、いろいろありますよね。所管は保健医療部だと思うのですが、文化観光スポーツ部としての見解は一民泊新法では住宅を提供したり、マンションの一部を借り主が提供するということですが、新聞報道によると、那覇市においてインターネットに登録している600件のうちの500件ぐらいが違法だったという

ことがあったではないですか。那覇市は那覇市で条例を制定するようですが—もちろん、民泊をすることで観光客を受け入れられるというメリットもあると思うのですが、文化観光スポーツ部として民泊新法の見解を教えてください。

**○糸数勝観観光振興課長** 民泊については、修学旅行にいらした子供たちを県内の教育旅行民泊の受入団体が中心となってまとめて、各家庭に割り振っているのが従来の教育旅行民泊です。それ以外に、新法では住宅を使った民泊ができるということで、それ自体を教育旅行民泊として届け出をすれば数はふえると思います。そういった一般的な団体を通さないA i r b n b—エアービーアンドビーなどに関しては、家主滞在型と家主不在型があります。特に家主滞在型については交流が出てくると思うので、日本人はもとより欧米系の方々については非常に満足度が上がるのではないかとということで、そういった法令を守る中で選択し得るし、長期滞在につながるのではないかと期待感があります。

**○西銘啓史郎委員** 多分、市町村でいろいろな意見が出ていて、保健医療部だけのマターではなくて、文化観光スポーツ部として受け入れを強化するということは一つの使命でもあると思います。私が申し上げたいのは、余り縛り過ぎてもいけないし、かといってゆるくしてもいけない。そして、違法についてどう対処するかということも含めて、保健医療部だけのマターではなく、観光の観点からきちんとフォローするようにお願いをしておきます。

**○瑞慶覧功委員長** ほかに質疑はありませんか。  
大城憲幸委員。

**○大城憲幸委員** 陳情平成29年第22号沖縄観光の健全な発展と県独自の政策の実施を求める陳情ですが、この中で幾つか要望があって、地域の通訳案内士の活躍する場と、闇ガイドの取り締まりという2点については、1月4日から法改正案一仮ではあるのですが、その辺の状況はどうなっていますか。

**○前原正人観光政策課長** 1月4日から法律が施行されまして、基本的には通訳案内士の資格を持たなくても誰でもできるという状況になっております。

**○大城憲幸委員** 登録をすればとか、いろいろあるわけですね。これまで地域通訳案内士として勉強してきた皆さんにもっと活躍できる場をとということで、事業者とのマッチングなどに県として取り組んでいくということですが、

その辺は順調に一先ほど医療の場での話もありましたが、圧倒的に数としては足りなくて、県外から来て案内したりということが課題になっているわけです。そういう課題に対して1月4日から施行された法が十分に機能しているのか。そして、それを仕組みとして県がつくっているわけですが、その辺の状況も教えてください。

**○前原正人観光政策課長** この法改正の趣旨は、全国で通訳ガイドの数が圧倒的に足りないということと、いらっしゃるお客様の中でもニーズが多様化しておりまして、そこまで文化や歴史に関する案内がなくてもいいという方もいらっしゃる。そういう形で資格を独占していたものを緩和したのですが、一方で、本県としましては、これまで通訳案内士という形で研修を実施して特例通訳案内士を育成してきました。その方々は沖縄の文化、歴史を十分に勉強されていて、これからの沖縄の観光の質の向上にも寄与してくださる、財産になり得ると思っています。したがって、この法改正に合わせて質が低下することのないように、これまでは育てる一方の研修だったものを、既に資格を持った方々を対象にフォローアップ研修を計画しております。現場の方々の話を聞くと、語学や文化などの知識は十分だが、現場での緊急の対応や旅程管理などがもう少しできればとか、場なれしてほしいという声があるので、現場での実習を中心としたフォローアップ研修をすることでこの方々の就業率を上げていきたい。今、県内に登録された方が700人余りおりまして、就業率は年々上がっては来ているのですが、兼業と専業を合わせてまだ57%ぐらいです。中にはいろいろな事情があって別の仕事を持っていて、その仕事に役立てるために資格を持っている方もいるのですが、それにしてもその程度ということなので、その方々をいかに活用していくかということで、今後、企業とのマッチングなども計画の中に盛り込みまして、そこを強化していきたいと考えております。

**○大城憲幸委員** その部分を書いてありますので、ぜひ充実をお願いします。一方で、闇ガイドの取り締まりの部分については、この法が施行されたことによってどうなっているのですか。

**○前原正人観光政策課長** この法改正によって、誰でもできるということになっているので、いわゆる闇ガイドと呼ばれるような方々は存在しない形になるのですが、その中にも悪質な案内をして、お土産屋さん案内してバックマージンをもらうとか、過大な広告を用いていろいろな商売につなげるとか、そういう方々が現れた場合は別の法律で罰則を受けるということと、もう一つは、

そういう行為を知りつつ、その方々を旅行業者があっせんしているということであれば、旅行業法でも罰則がございますし、通訳案内士法に合わせて、ラウンドオペレーターとして着地型でこちら側であっせんするような事業者は県への登録義務が生じました。それも法改正に合わせて悪質なガイドが出てこないようにという趣旨で追加されたものです。

○大城憲幸委員 ラウンドオペレーターの登録業務については、順調に進んでいるのですか。

○前原正人観光政策課長 かなり順調にといいますか、数多く出てきております。

○大城憲幸委員 いい意味で闇ガイドを活用できる皆さんがいればいいのですが一弊害にならないように登録制にしたはずなので、それは必要なことだと思います。一方で、教育民泊、修学旅行の受け入れ団体は、これまでラウンドオペレーターという自覚もないし、登録制でもなかったのですが、そういう皆さんもそのままでは闇ガイドのような形になりますと。我々はそういう対象になるという自覚もなかったのに登録しなさいという話が急にきて、1月4日から法施行されたという話を聞くので、その辺についての事前の説明が不十分だったのではないかと感じたのですが、その辺のフォローや現状はどうなっていますか。

○前原正人観光政策課長 国でもこの法改正に合わせて説明会等を実施してきたのですが、確かに、法の施行と説明会の開催が近くて、なかなか周知が間に合わなかった部分もあったかもしれません。ただ、現在では周知が大分進んできていて、修学旅行を地域でガイドされている方々もラウンドオペレーターの登録に数多くいらっしゃっております。

○大城憲幸委員 その辺は、そういう皆さんから混乱の声が聞こえるので、丁寧な説明とフォローをお願いします。

○瑞慶覧功委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○瑞慶覧功委員長 質疑なしと認めます。

以上で、文化観光スポーツ部関係の請願及び陳情に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員退席)

○瑞慶覧功委員長 再開いたします。

議案及び陳情等の質疑については全て終結し、採決を残すのみとなっております。

休憩いたします。

(休憩中に、議案及び陳情等の採決の順序及び方法などについて協議)

○瑞慶覧功委員長 再開いたします。

これより、議案及び陳情等の採決を行います。

まず、乙第36号議案沖縄県中山間地域ふるさと農村活性化基金条例の一部を改正する条例、乙第37号議案沖縄県森林整備担い手対策基金条例の一部を改正する条例、乙第38号議案沖縄県火薬類製造業許可、高压ガス製造許可申請等手数料条例の一部を改正する条例、乙第39号議案沖縄 I T 津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、乙第40号議案沖縄情報通信センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、乙第41号議案沖縄県の契約に関する条例の条例議案6件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案6件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○瑞慶覧功委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第36号議案から第41号議案までの条例議案6件は、原案のとおり可決されました。

次に、乙第64号議案指定管理者の指定について及び乙第65号議案指定管理者の指定についての議決議案2件を一括して簡易採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案2件は、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○瑞慶覧功委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第64号議案及び乙第65号議案の議決議案2件は、可決されました。

次に、請願及び陳情の採決を行います。

請願及び陳情の採決に入ります前に、その取り扱いについて御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、請願及び陳情の取り扱いについて議案等採決区分表により協議)

○瑞慶覧功委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

請願及び陳情については、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○瑞慶覧功委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、閉会中継続審査・調査事件の申し出の件についてお諮りいたします。

先ほど、閉会中継続審査・調査すべきものとして決定した請願2件及び陳情44件とお手元に配付してあります本委員会所管事務調査事項を閉会中継続審査及び調査事件として、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○瑞慶覧功委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま議決しました議案等に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○瑞慶覧功委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 瑞慶覧 功